

第1日目（6月5日）

○議 長（塩谷寿雄君） ただいまから令和5年6月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、市民生活部長から欠席の届出が出ていますので、報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 本日の会議は、議事日程（第1号）といたします。

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、議会規則第88条の規定により、議席番号4番・目黒哲也君及び議席番号5番・梅沢道男君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。本定例会の会期は、本日6月5日から6月19日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月5日から6月19日までの15日間と決定いたしました。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長。

○市 長 改めまして、おはようございます。令和5年6月議会定例会の開会に当たりまして、議員各位のまずはお健勝をお喜び申し上げます。また、日頃より市政にご尽力いただいていることに対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

まずは、新型コロナウイルス感染症対策等についてであります。令和5年5月8日付で感染症法上の位置づけが5類に移行し、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、国及び新潟県の対策本部が同日をもって廃止されたということから、南魚沼市新型コロナウイルス感染症対策本部を同日付で解散いたしました。

5類に移行したことで、基本的な感染対策として実施してきましたマスク着用、手指消毒やパーティション等の設置などが、個人や各事業者の自主的な判断に委ねられることになり、様々な制限が緩和されたということで、社会経済もコロナ禍以前の状況を徐々に取り戻しつつあるように思います。長らく市役所窓口に設置してきたアクリル板も撤去し、3年以上にわたる新型コロナウイルスとの戦いもようやく一つの区切りとなったところであります。

しかしながら——少し文言が変わっております。しかしながら、新型コロナウイルスは根

絶したわけではなく、これからが本当の意味でのウイズコロナの段階となります。感染者数の把握方法が、季節性インフルエンザと同様の定点把握に変更され——ちょっと数字が変わっておりますのでよろしくお願ひします。6月2日に厚生労働省が公表した感染者数は、全国平均では3.63人、新潟県では4.27人となっており、4月から微増傾向になっています。今後も国の方針に従い、ワクチン接種などの感染予防対策を実施しながら必要な経済支援策を進めてまいりつゝもりでござひます。

続きまして、3月議会定例会以降の経過などにつきましてご報告を申し上げます。

第1に、保健・医療・福祉についてであります。国民健康保険事業につきましては、支払準備基金からの1億円の繰入れにより現行保険税率を据え置いて当初予算を編成し、税収の見込みを注視してきたところです。令和4年所得の確定を待って今年度の国民健康保険税の仮算定を行ったところ、税収見込みが当初予算額を上回るという結果となったことや、一定の繰越金が見込まれることから、引き続き今年度も現行保険税率を据え置いて運営できる見込みであります。

保健関係についてであります。新型コロナワクチンの特例臨時接種が令和6年3月31日まで延長されました。12歳以上の令和4年秋開始接種は5月7日で終了し、5月8日からは令和5年春開始接種として、65歳以上の高齢者の方々、基礎疾患を有する方、医療従事者などを対象として医療機関での個別接種を開始しております。

集団接種については、6月及び7月の日曜日に五日町雪国スポーツ館で実施いたします。始まったところであります。なお、生後6か月から11歳までの乳幼児や小児への接種につきましては、引き続き個別接種を行っております。また、初回接種を終了した5歳以上の全ての方を対象とした令和5年秋開始接種を9月以降に実施するべく、並行して準備を進めてまいります。今後も感染予防対策を行いながら、市民の健康増進のため乳幼児健診、住民健診などの保健事業を実施してまいります。

健診施設等建設事業につきましては、令和4年度から予算を繰り越して実施している基本設計が終盤を迎えており、基礎となる平面図を土台として、立面図、内部仕上げや設備の計画条件等の検討を進めているところです。これらが6月末に完了を予定しており、引き続き実施設計に着手する予定となっておりますので、よろしくお願ひします。

病院事業について申し上げます。4月1日から市民病院において2つの新たな取組を開始しました。1つ目として回復期リハビリテーション病棟では、入院患者が急性期の治療を受けた後に集中的なリハビリテーションを行うことで身体機能や動作能力の向上を図るとともに、円滑に在宅復帰ができるよう医師や看護師、リハビリテーションの専門職、社会福祉士などの多職種が協働して支援を行っているところです。

2つ目としては、市民病院の附属診療所として運営を開始しました城内診療所では、水曜日の午前・午後及び金曜日の午前を診療日として、これまで通院されていた患者さんの大部分を引き継ぐとともに、新たにペインクリニック内科の診療を開始したところであります。附属診療所化とともに新たに開設した通所リハビリテーションセンターあくていぶでは、病

気やけがにより低下した生活機能の回復を図り、通所者がより自立した生活が送れるよう支援してまいります。

大和病院について申し上げますと、令和6年4月から施行される——大変な課題ではありますが、医師の働き方改革への対応に向け、宿日直に係る医師の確保に努めてきたところではありますが、いまだに労働基準監督署が示す宿日直の許可基準との乖離がある状況が続いています。この基準を満たすため、これまで以上に範囲を広げて医師や医療従事者の確保に努めるとともに、市立病院が果たすべき役割を明確にしながら、限られた医療資源を最大限に有効活用できるよう医療機能の集約、また分散のバランス等について継続して協議・検討を進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策では、感染症法上の位置づけが5類移行後も市立病院群では市民の命や健康を守るべき公立病院の責務として、従前どおりに来院される方にはマスクの着用をお願いし、正面玄関での検温も現在も継続しているところであります。

子育て支援関係について申し上げます。令和4年度にコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策として国が実施した子育て世帯生活支援特別給付金——児童1人当たり5万円——この支給については、ひとり親世帯分として394世帯583人に、ひとり親世帯以外分として289世帯516人に対して給付を行い、事業が完了したところであります。また、地方創生臨時交付金を活用した子育て世帯生活支援特別給付金上乘せ分——児童1人当たり5万円——この支給につきましても、653世帯1,059人に対して給付を行い事業が完了したところであります。

このほか、物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯を支援する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金——児童1人当たり5万円——については、5月26日にひとり親世帯分364世帯551人と、その他世帯分260世帯486人に給付を行っております。今後は申請が必要な世帯に対して勧奨、給付を行ってまいります。

ファミリーサポート事業についてであります。利用者である依頼会員の物価高騰下での利用料金の負担軽減と、制度の未利用者が気軽に利用ができるよう、令和5年度から令和7年度までの期間限定であります。依頼会員の利用料金を減免いたします。同時にこれによる依頼件数の増加も見込まれるため、提供会員への助成金も増額して新たな会員を募り、事業の活性化を図ってまいります。このために必要となる経費をこの定例会の補正予算に計上しておりますので、よろしく願いいたします。

福祉関係について申し上げます。令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金——3万円の給付——について、対象を市・県民税の均等割非課税世帯から、これまで各種給付金の支給対象外でありました所得割非課税世帯まで拡大し、8月上旬の支給開始に向けて準備を進めているところであります。

障がい者ワークステーション事業について申し上げます。4月から本庁舎北分館の3階に事務室を開設し、障がい者就労移行支援事業所や障がい者就労継続支援事業所等の皆さんと連携させていただいて取組を進めています。5月からは、就労を希望する障がい者の方2名

から業務を一定期間体験していただいています。時間はかかるかもしれませんが、今後も障がい者雇用の推進に向け、関係者一丸となり丁寧に取り組を進めてまいります。少し文言を変えておりますので、よろしくお願いいたします。なお、現在の状況としましては、6月1日付で2名を採用し、週5日6時間勤務をしていただいているという状況であります。

介護保険関係について申し上げます。引き続き第8期介護保険事業計画を推進するとともに、第9期介護保険事業計画の策定を進めてまいります。また、昨年度から作成を進めておりました魚沼圏域入退院連携ガイドがまとまりましたので、4月に介護サービス事業所等に周知をしたところであります。今後も適宜改訂しながら地域包括ケアに生かしてまいりますのでございます。

次に、教育・文化についてです。市立学校での新型コロナウイルス感染症対策については、個人の判断が基本となったということから、マスクの着用は基本的に制限を設けることなく、入学式や運動会をはじめ様々な行事や学習活動を進めています。現在は、文部科学省が示した新たな学校の衛生管理マニュアルに基づいて、引き続き、換気や三密回避、手洗いなど、従前どおりの衛生指導に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

学校と地域の連携について申し上げます。今年度から、市内の全ての学校に学校運営協議会制度——これはコミュニティ・スクールと呼んでおります。これを導入しました。これにより、これまでの学校評議員制度は廃止されることとなります。地域からの意見が学校運営に反映され、学校と地域が一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができるよう、教育委員会においても研修会の開催、また事例の情報共有などを図り、積極的に活動を支援してまいります。

中学生の海外派遣研修事業について申し上げます。アメリカ合衆国に派遣する12名の中学生が決定し、ご本人に通知したところであります。また、コロナ禍により海外派遣を中止していたこの3年間——残念だったわけですが、本来この対象学年であった現在の高校生についても、今回の派遣事業の対象者とし、中学生とは別枠として8名の募集を行ったところであります。

高校生からは8名枠について21人という多くの申込みがあり、先日、面接などの選考を行ったところです。待ち望んでくれていたのだろうと確信しています。この海外派遣事業が、参加する中学生や高校生にとって実り多く、気づきの多い素晴らしい研修となるよう、事前研修を実施するとともに、現地での体験や活動内容の充実に努めてまいります。

新たな統合給食センターの建設についてであります。総合評価落札方式による制限付き一般競争入札の公告を4月に行いました。事業者からの提案書類の提出期間は6月19日までとなっております。その後、外部有識者を含めた統合給食センター整備検討委員会において提案内容のヒアリングを行い、事業者を決定することとしています。令和7年度内の稼働を目指して、計画的に業務を進めてまいります。

文化振興について申し上げます。市の文化財であります普光寺毘沙門堂楼門の天井画の修復が完了したということから、この記念事業として池田記念美術館において板谷桂舟——作

者の名前です。板谷桂舟天井画展を開催いたしました。

また、コミュニティホールさわらびでは、天井画の修復を手がけられた仏像文化財修復工房の松岡誠一様と、調査研究に携わっていただきました東京国立博物館の瀬谷愛様を講師にお迎えし、記念講演会を開催したところであります。これらの記念事業の開催に当たり、普光寺のご住職や関係者の方々をはじめ、市文化財保護審議会の委員の皆さんから大変なご尽力をいただきました。改めて、心から感謝を申し上げたいと存じます。

市立図書館につきましては、子供の読書活動への意欲を高める活動に貢献したとして、子供の読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰をいただいたところであります。全国の130の学校、46の図書館、50の個人・団体が表彰されたものですが、県内の図書館では南魚沼市図書館が唯一の表彰となったところであります。

また、第2次南魚沼市子ども読書活動推進計画を令和5年3月に策定いたしました。今後も、新しい時代を担う子供たちが、本との出会いを通じて、豊かな感性や生きる力が身につくよう、学校や家庭、地域と連携しながら読書活動の推進に取り組んでまいります。

5月14日に、中学生の野球技術の向上を目的として、ベーマガスタジアム、野球場におきまして元プロ野球選手の元巨人軍岡崎郁さん、そしてミスタータイガース、掛布雅之さんをコーチに招きまして、岡崎郁のYAKUDO野球アカデミーを開催しました。今回2回目になります。また、同日午後からは、南魚沼市民会館において、お二人によるトークセッションを開催しました。大変な盛況でございました。コロナ禍により様々な大会やスポーツイベントが中止となっておりますが、今後は基本的な感染対策に配慮しながら、市民がスポーツに親しむ機会の創出に積極的に取り組んでまいります。

次に、環境共生についてです。ごみ処理施設の状況について申し上げます。近年、ごみの全体量は減少傾向にあるものの、令和3年度と比較した令和4年度のごみ量は、可燃ごみ、不燃ごみともにほぼ横ばいとなっております。このうち、資源物を中心とした事業系ごみの一部は前年度比で1割から3割程度の増となっており、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限の緩和により、観光客などの人流がまさに回復基調にあることではないかと考えております。なお、施設整備計画によるごみ処理施設の延命化対策については、資材調達状況などの情報収集を図りながら、着実な実施を進めてまいります。

新ごみ処理施設整備につきましては、国の循環型社会形成推進交付金の内示を受けたということから、今年度分から対象事業費の3分の1が交付対象となったところです。施設整備の基本部分を定める新ごみ処理施設整備基本計画の策定が完了したということから、今年度は、施設建設による環境への影響を調査、予測する生活環境影響調査、そして施設の詳細な全体計画を定める基本設計、建設予定地の測量調査などを進めてまいります。

施設の周辺行政区との関係では、3月下旬に環境衛生センター・新ごみ処理施設建設関係集落協議会を開催し、進捗状況などの情報共有をさせていただいたところであります。良好になってきていると思っております。引き続き信頼関係の構築に努めながら事業の推進を図ってまいります。

ごみの最終処分場について申し上げます。3月下旬に梶形山最終処分場関係集落協議会を開催しました。今後も地元行政区との意思疎通を図りながら、地域に信頼される事業運営に努めてまいります。

地盤沈下の状況について申し上げます。令和4年——これは基準日が令和4年9月1日です。水準測量の結果、最大沈下地点は六日町中学校付近、沈下量は前年より0.2センチメートル増の2.0センチメートルでありました。令和3年度の累積降雪量は12メートル94センチメートルで、令和2年度より1メートル24センチメートル少なかったという一方、降雪日数は13日多い57日でありまして、井戸の稼働時間が長くなったことが地下水利用の増加につながったものではないかと考えているところであります。

市の目標であります、地盤沈下は年間2センチメートル以内には収まっているものの、地下水のくみ上げにより緩やかに地盤沈下が進行する状況は変わっておりません。今後も地盤沈下の監視と抑制に努めてまいります。

環境施策の取組につきましては、市役所自らの温室効果ガス排出量の削減を目指し、環境に配慮した事務事業を推進するための指針となります地方公共団体実行計画——これは事務事業編と呼ばれていますが、この策定を進めて、今後の市政全般への反映に努めてまいります。

雪資源活用事業につきましては、脱炭素社会の実現に向けた自然エネルギー活用の取組として、雪冷熱による冷房システムの効果を市民の皆さんが体験、また感じていただける形で紹介する施設や市外へのPRを目的とする施設として設置して、実証実験を行う準備を進めています。このために必要となります経費を今定例会の補正予算に計上しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、都市基盤についてであります。国土調査事業について申し上げます。六日町大橋西地区で0.20平方キロメートルの現地調査を実施します。また、六日町小学校周辺地区の事業実施に向けて予備調査を計画しています。

国の直轄道路事業について申し上げます。国道17号浦佐バイパスでは、魚野川に架かる新浦佐大橋——これはまだ仮称です。新浦佐大橋の橋梁下部工事が順調に進められています。国道253号八箇峠道路・国道17号六日町バイパスでは、関越自動車道との交差点でボックスカルバート工事や、市道杉ノ島線との交差点で橋梁工事が進められております。

そのほか、国道17号五十嵐入口交差点改良、国道17号上一日市地区歩道整備などの交通安全対策事業や、六日町八幡地内において六日町電線共同溝などの無電柱化事業も進められておりまして、引き続き事業推進に協力していきます。

砂防事業については、水無川水系で水無川流域砂防堰堤改築、三国川水系で三国川中流域土砂災害対策、高棚川水系で高棚川砂防堰堤群、登川水系で登川床固工群などの事業が予定されています。

新潟県事業について申し上げますと、国道291号、県道塩沢停車場八竜新田線、県道欠ノ上五日町線、県道石打停車場塩沢線などの道路改築事業、また、県道余川塩沢停車場線での街

路事業、十二沢川、伊田川などの河川改修事業が予定されています。

南魚沼市の道路事業については、社会資本整備総合交付金及び地方創生道整備推進交付金事業によって道路改築、交通安全対策、雪寒事業などを予定しています。また、国庫補助道路事業によりまして、橋梁長寿命化修繕などの道路メンテナンス事業、通学路緊急対策補助事業及び無電柱化推進計画事業を予定しています。これらの事業全体の予算要望額に対しては、事業費の96%として9億7,306万円、国費では6億664万円の予算配分があったところであります。

交通安全対策につきましては、今年1月から4月までの市内における交通事故の発生件数が28件、前年同時期と比べまして2件の増、負傷者数は32人で1人の減、死亡者数はゼロとなっております。これらの事故は、コロナ禍の行動制限緩和に伴う交通量の増加によるものだけでなく、普段走り慣れた道路上でも起きているという分析から、引き続き南魚沼警察署をはじめ、関係機関と連携して交通安全意識の徹底を図ってまいります。

住宅リフォーム事業、南魚沼市「みんな住マイル」改修補助金につきましては、4月10日から5月19日を申請期間としておりましたが、申請額が予算額に達しなかったということから申請期間を予算額に到達するまで延長したところです。市民の住環境の向上と子育て世帯の定住促進に引き続き取り組んでまいります。

水道事業について申し上げます。施設整備及び配水管布設などの工事を建設業者の請負体制が整いやすい春先に工事を発注するという一方で、円滑な工事の進捗に取り組んでいるところです。9月の水道料金改定に向けてシステムの改修など、料金体系の移行に必要な作業を現在慎重に進めております。

下水道事業については、平成22年度に六日町市街地の浸水対策事業として着手しました寺裏雨水幹線工事が、今年度中に完了する予定となっております。待ち望んでおります。また、交付金事業は予算要望額に対して100%の国費配分がありましたので、老朽化対策と不明水対策を兼ねたマンホール蓋の更新工事などを引き続き実施してまいります。

次に、産業振興についてであります。南魚沼産コシヒカリの販売促進については、一般財団法人日本穀物検定協会が2月28日に公表した令和4年産米の食味ランキングにおいて、魚沼産コシヒカリは5年連続で33回目となる特A評価を受けたところですが、これからも消費者の期待に応え続ける日本一おいしい米づくりに向け、関係者一丸となってブランド力の強化を推進してまいります。

令和5年産米の作付見込み面積については、4月末現在で4,925ヘクタールとなっており、非主食用米への転換は154ヘクタールを見込んでいます。

多面的機能支払交付金事業については、市内12地区の広域活動組織と協力しながら、農地、水路等の保全管理や長寿命化のための補修を進めるとともに、地域の共同活動を支援してまいります。

鳥獣被害対策については、有害鳥獣による農作物の被害がますます深刻化、広域化しているということから、これに対応するため、捕獲活動に係る経費を捕獲頭数に応じて支援する

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を進め、被害低減への取組を継続してまいります。書いておりませんが、今年は熊の出没が大変心配される年とされているようでありまして、注意を怠ることなく取り組んでまいります。

林業につきましては、森林環境譲与税を活用しましたふるさと里山再生整備事業——緊急5か年事業ですが、これにより里山や森林の整備に取り組んでいるところです。大変好評をいただいているということから、地域住民の森づくりへの理解、また協力を得るための意識啓発も高まっていると感じておりまして、さらに市民の皆さんの期待に応えるべく、里山林の再生はもとより、鳥獣被害の拡大防止や次世代林業の再生基盤づくりに取り組んでまいります。

観光振興について申し上げます。新型コロナの影響により滞っておりました夏期合宿の誘致と交流人口の拡大を図るため、昨年に続き7月1日から9月30日までを対象期間として、市有施設使用料を全額補助する夏季合宿誘致支援事業補助金事業を実施し、市内宿泊施設の支援に取り組みます。また、南魚沼市兼続公まつりについては、次年度以降の運営体制や開催規模の見直しなどを視野に入れながらであります。4年ぶりの開催に向けた支援に取り組んでまいります。大変喜んでおります。

イノベーション推進事業につきましては、2月22日に事業創発拠点MUSUBI-BAにおいてチャレンジ支援事業補助金審査会を開催しました。採択者6名を決定しました。本来ならば5名なのですが、あまりにすばらしい提案とかもありまして、1名増となったところです。採択者は6名であります。採択者の事業実施に向けた伴走支援をきちんと行うとともに、引き続き意欲ある起業家や事業者の支援に取り組んでまいります。

また、スタートアップアクセラレーション南魚沼の一環として、市内外の起業家や経営者、学生などを対象に、各種セミナーやピッチイベント——ピッチイベントというのは自社のサービスを短時間で簡潔にプレゼンテーションするという、そういうことをやるイベントであります。このピッチイベントを開催し、事業者間の交流や共創を促進させる取組を実施いたしました。今後も松井利夫様から産業育成支援特別顧問に就任いただいておりますので、必要なお助言やご提言をいただきながら、地域産業の競争力の強化、また稼ぐ力を高める人材の育成に取り組んでまいります。

次に、行財政改革・市民参画についてであります。今年度の機構改革については、デジタル技術の活用による業務改革の推進、住民サービスの向上、スマート自治体への転換を加速させたいというため、DX推進室を新設しました。環境交通課には、これまでU&Iときめき課で行っていた雪資源・雪冷熱利活用業務を移管しまして、環境交通係を環境交通班として、また、生活安全主幹と環境政策主幹の2人の主幹を置き、環境政策全般の推進を図るものとしたしました。

城内診療所は、効率的かつ付加価値の高い市民サービスを提供する体制として、市民病院の附属診療所としたところあります。

地域活動支援事業の地域おこし協力隊事業については、隊員に1名の応募があり、4月1



日からの1年間として委嘱し、一般社団法人愛・南魚沼みらい塾に派遣したところであります。

移住・定住促進事業については、中高生の地域探求促進事業——Y o u K e yプロジェクト、5月3日から中高生17名と、相談や助言を行う大学生のメンター——サポートする側の方々のことを言いますが、大学生メンター7名で事業を開始しています。大変活発な活動が始まっております。

ふるさと納税推進事業については、令和4年度分が確定したところで、寄附件数で16万2,844件、対前年度比では118.3%、18.3%増、寄附額では50億8,391万2,000円、対前年度比113.0%になりました。これもひとえに寄附を頂きました多くの皆様の応援によるものでありまして、この場をお借りして改めて感謝を申し上げたいと思います。

なお、現在、令和5年度分について始まっているわけですが、数字を最新のものに置き換えましたのでお読み取りください。6月4日時点で、寄附件数で1万6,032件、寄附額では6月4日現在、4億1,726万9,000円となっております。前年度を上回っているところでございます。

第2次総合計画について申し上げますと、施策の達成目標や指標の数値を検証するとともに、ローリングによる実施計画の見直しを行ってまいります。あわせて、今年度から実施となっておりますふるさと応援活用基金事業——ふるさと納税の活用の部分であります。これにつきましても、確実な進行管理を行いながら進めてまいります。

魚沼地域定住自立圏については、引き続き、関係市町の担当者によるワーキンググループ会議と圏域内の有識者で構成している共生ビジョン懇談会を開催して、圏域住民の安全・安心な暮らしの実現、定住人口の確保に向けて、共生ビジョンに基づく連携事業を推進していきます。

空き家対策についてであります。南魚沼市は一冬——1シーズン、冬の間管理を行わなかっただけで空き家が特定空家へと移ってしまう地域特性があります。全国でも本当に課題が多い場所と考えております。空き家の利活用と併せまして、解体へと誘導する政策の必要性について検討を続けてきたところであります。空き家という個人の財産に対する補助金制度となりますので、言うは易く行うは難しであります。これまでも慎重な検討が必要であると認識しているところでありますけれども、市民の皆さんからの多くの声や、そしてここに書いておりませんが、市外に転出されてこちらに財産を有するそういう皆さんからの声、これまでの議会での議論も踏まえまして、空き家解体補助制度の創設が必要であるとの確信に至ったところであります。がゆえに、必要な経費を今定例会の補正予算に計上いたしました。全国でも最初の事例になるのではないかと考えているところであります。

企業会計につきましては、3月31日をもって決算となりましたので、令和4年度決算概要を少しご説明、ご報告いたします。

水道事業会計については、収益的収支において、総収益17億6,492万円、総費用16億9,536万円で、差引き6,956万円の純利益を見込んでいます。資本的収支においては、収入4

億 7,636 万円、支出 15 億 5,935 万円となり、10 億 8,299 万円の不足が生じましたが、当年度損益勘定留保資金等で補填いたしました。

病院事業会計については、収益的収支において、総収益 56 億 5,994 万円、総費用 57 億 8,297 万円となり、差引き 1 億 2,302 万円の純損失を見込んでいます。資本的収支においては、収入 3 億 4,179 万円、支出 6 億 1,708 万円となり、2 億 7,529 万円の不足が生じましたが、過年度損益勘定留保資金等で補填したところであります。

下水道事業会計については、収益的収支において、総収益 32 億 6,114 万円、総費用 32 億 1,168 万円で、差引き 4,946 万円の純利益を見込んでいます。資本的収支においては、収入 18 億 4,640 万円、支出 28 億 2,880 万円となり、9 億 8,240 万円の不足が生じましたが、当年度損益勘定留保資金等で補填いたしました。

一般会計及び特別会計につきましては、5 月 31 日をもって出納閉鎖となりましたので、現在、決算整理作業を進めているところであります。繰越金の発生が見込まれますが、残額につきましては、額の確定を待って 9 月定例会の補正予算に計上させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今定例会に一般会計補正予算（第 3 号）を提出しました。主な内容は、概要に記載の事項のとおりであります。詳細につきましては、議案の提案理由の中でのるご説明いたしますが、歳入歳出予算にそれぞれ 4 億 986 万円を追加し、総額を 347 億 542 万 2,000 円としたいものであります。

冒頭でも触れましたが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5 月 8 日付で 5 類に移行しました。待ちかねていたところであります。様々な制限がなくなってきました。ウイズコロナという新しい世界に、社会全体が進み始めたところであります。この新しい世界に力強く踏み出していくために、各種事業を再開し、市民生活の向上、また経済活動を進めると同時に、ワクチン接種などの感染予防対策も着実に講じてまいります。この 2 つを両輪として全力で邁進してまいらる覚悟であります。

引き続き、「若者が帰ってこられる 住み続けられる ふるさと南魚沼」の実現に向けて、今後も自らが先頭に立って市民の皆様とともに取り組んでいく所存であります。議員各位からも引き続き格段のご支援をいただきますよう心よりお願い申し上げまして、6 月定例会に対する所信表明といたします。ご清聴、誠にありがとうございました。

○議 長 以上で、市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 日程第 5、報告第 3 号 所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を行います。議会運営委員長・塩川裕紀君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○塩川議会運営委員長 おはようございます。それでは、議会運営委員会に付託されました継続調査の結果について報告いたします。

期日は令和 5 年 5 月 26 日、委員の出席状況は 7 名全員出席、正副議長からも出席いただきました。調査の内容であります。執行部より総務部長、総務課長の出席を求め、6 月定例

会の付議事件の概要、会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査を行いました。

調査事項であります。令和5年6月南魚沼市議会定例会の運営について、請願及び陳情についてであります。請願第2号は産業建設委員会、請願第3号、請願第4号は総務文教委員会に付託することに決定いたしました。閉会中の議会運営委員会の開催につきましては、従来どおり申し出ることといたしました。

続きまして、期日、令和5年5月31日に議会運営委員会を開催いたしました。出席委員数は7名全員出席、正副議長からも出席いただきました。調査の内容であります。執行部より総務部長、総務課長の出席を求め、令和5年6月南魚沼市議会定例会の運営について、付議事件の差し替えについてを調査いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議 長 議会運営委員長・塩川裕紀君の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 次に、総務文教委員長・寺口友彦君の報告を求めます。

総務文教委員長。

○寺口総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会の閉会中の調査についての報告を行います。

調査事項は2件、1点目が、子ども・若者相談支援センターの運営状況について（現地調査含む）であります。2つ目が、学童保育の現状と課題について（現地調査含む）であります。

調査の状況であります。期日は令和5年4月24日月曜日、委員の出席状況、7名全員であります。議長からも出席をいただきました。調査の内容は執行部——教育長、教育部長、学校教育課長、子ども・若者相談支援センター長の出席を求め、現地調査及び事務調査を行ったものであります。

まず、1番目、子ども・若者相談支援センターの運営状況についてであります。現地調査を行いました。子ども・若者相談支援センターについては、二日町から旧塩沢保育園の跡地へと移転が行われた後、コロナ禍のために現地調査並びに事務調査を控えておったところでもありますけれども、今回ようやく実施ができたというものであります。

新しい相談支援センターでは活動の部屋が4つございます。そして平屋造りのために利用者の突発的な行動による危険、これは回避できているという状況であります。ただ、冬期間については、事務用の入り口、裏口の2か所しか避難経路が確保できていないという現状がありました。なお、近くに塩沢公民館がございます。そしてまた牧之記念館、お寺、神社などがございまして、地域のイベントもあるというようなところで、子ども・若者相談支援センターのほうでは子供たちと一緒に塩沢公民館でグラウンドゴルフをやったりというところで、

地域のお年寄りに声をかけて一緒に競技を楽しんでいるというような状況であるということでありました。

通所の現状でありますけれども、バス、電車の公共交通機関を利用した来所が以前よりも容易になってきたというところでもあります。ただ、塩沢地区にございますので、大和、六日町と遠方からの通所についてはちょっと使いづらいという部分もあるということでありました。支援員や職員が出向いて、そういうところには地区センターや大和市民センターなど公共施設の部屋を利用して支援に当たることを考えているということでもあります。

課題についてでありますけれども、支援員の確保はかなり難しいと。現在、臨床心理士が1名不在になっておりますけれども、子ども支援員7人ということで、8名体制を予定していますけれども、1名不足で頑張っているということでもあります。学習支援ということでもありますけれども、現在4名の方に来ていただきまして、主に、校長の経験があったり、教員を退職された方を含めてやっているということでありました。

若者支援でありますけれども、なかなかご自身で、子ども・若者相談支援センターに相談に来るとい方はほとんどいないという状況は変わっておりません。そこで保護者の方に対して、若者の対応だけでなく家族を含めた支援が必要になっているというところでもあります。

学習支援の状況ですけれども、不登校児童生徒の学校復帰の大きな妨げの一つに勉強があると考えられてございますので、これに対して強化を行っているというところでもあります。主な質疑応答については記載のとおりであります。

次に2つ目、学童保育の現状と課題についてであります。統合されました上田小学校の上田クラブのほうに現地調査を行いました。市内の学童保育の利用者数は全体で809人、小学生全体の約3割が利用しているということでもあります。1年生から4年生までの利用者が全体の95%を占めているというわけであります。

令和2年度をピークに学童保育の利用者数が減少傾向になっていると——生徒数が減っていますので。今年度は通年利用者の待機児童数は1名となっておりますけれども、ただ、利用率についてはここ数年30%から31%で推移しており、児童数の減少と学童保育の利用者数は比例していないということがうかがえたということでありました。

近年では利用者数の減少に伴う収入の減少、それから短期勤務でありますので人材確保が難しい、そして何よりも支援を必要とする児童の増加ということが課題となっているところでもあります。今回はNPOクラブ、上田クラブを指定管理ということでお願いしていますけれども、NPOクラブのほうに行って聞いてきたわけでもありますけれども、職員の確保については、特に若い職員の確保が非常に難しい状況だということでもあります。現在、20代、30代が4名、これに対して40代、50代の職員が20名という状況だということでもあります。

そして、支援が必要な児童に対する状況でありますけれども、学童クラブの受入れ児童数は令和2年度から若干減少に転じているが、支援が必要な児童数はほぼ横ばいの状況である。国の加配基準は支援児童3名に対して職員1名を配置するということになってはおりますけれども、これを満たすことはなかなか難しいという状況でありました。

大きなところの課題としては、前々から言っていますように支援員の確保、それから支援を必要とする児童への対応、そして収入が減っていくということに対してどういうふうに対応していくのか、施設的环境改善はどうするのかと。そして、最後に支援員の資質向上の取組と。研修も行っておりますけれども、今までは正職員ばかりでしたけれども、今年度からパートタイムの職員についても研修を行っていくというような状況でございます。主な質疑応答については記載のとおりであります。

以上で、報告を終わります。

○議長 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議長 長 次に、産業建設委員長・吉田光利君の報告を求めます。

産業建設委員長。

○吉田産業建設委員長 皆さん、おはようございます。それでは、産業建設委員会の閉会中の調査の報告をさせていただきます。

期日は令和5年4月27日、委員は6名の出席であります。議長からも出席いただきました。調査内容につきましては、執行部より出席を求め調査を行いました。

調査内容は2件です。まず、1件目の農業集落排水施設について（現地調査含む）についてご報告いたします。以前から、廃止した農業集落排水施設の有効利用が課題となっているため、現地調査を行いました。現地調査は、現在も農業集落排水施設を使用している施設として枋窪処理場、廃止した舞子・大里の処理場に行きました。廃止した舞子処理場は隣に水道の非常用水源を造っており、水道の附帯施設として使う予定となっています。

一方で、大里処理場は下水道課の書庫として一部使っているのみとなっています。大里処理場など民間活用を検討する場合の課題は、補助金をもらっているため財産処分制限の関係で一部補助金の返還が発生する可能性があるとのこと、どの施設も高い階段があるため、用途によっては段差解消が必要であること、また間口の改修や建物内の機器類の撤去など、施設改修にかなりのお金がかかるということです。

さらに大里処理場は村から離れているところにあるため、冬の利用のために除雪費がかかることも大きな課題です。現在、廃止した処理場の活用については、市のウェブサイトに掲載しても利用の応募がない状況であります。

説明の後、質疑応答に入りました。機械等の撤去費用の負担の質問に対し、今まであまり積極的な有効活用を考えてきていなかったのが現状であり、機械についてはスクラップに出したり、売れるものであれば処分し、スペースを確保した上で募集をかけていきたい。全国では農業集落排水施設を廃止した事例もあると思うので、研究し、紹介できるものは紹介していきたいとの考えの答弁がありました。

次に、2件目のふるさと里山整備緊急事業について報告いたします。ふるさと里山整備緊急事業は、里山が持つ水源の涵養や土砂流出などによる災害の防止など、公益的機能の向上や森林資源の再生、保全のため、集落周辺の荒廃した里山整備に対して必要となる経費の上限90%を補助する事業です。この事業は令和4年度から始まった事業で、1年間の事業の成果や手応えなどを調査いたしました。

執行部から、補助事業に対する問合せが初年度にかかわらず30件ほどあった。令和4年度に新潟県から認定を受けた事業者が1者増え、2者になったこと。この2者の素材生産量が増えているといった説明がありました。

事業の課題としては、全ての要望に応えられなかったことがあり、林業事業者が所有する重機の数では森林整備ができる面積に制限があるということ、また、仮にふるさと里山事業の予算が倍になったとしても、作業員の新規雇用や育成、重機の新規整備等が進まなければ、年間に実施する森林整備量は増えないことが挙げられます。そこで今後は、異業種と連携して森林整備することを、林業事業者に推奨することが必要になってくることとあります。

今後の事業展開としては、年間に実施できる森林整備の面積が増える見込みが立てば、事業の拡充を検討する必要があると考えているとお話がありました。

質疑応答では、森林事業者が増えたことに対して手応えはという質問に対し、新たに加わった林業事業者のほかにまだ森林事業体に認定されていないが、市内の土建業者1者から令和4年度に取組をさせていただいている。今後、林業事業者になるかどうかはまだ不透明であるが、建設業者の方が入ってきたというような動きもあるので、見通しとしては、今の時点では明るくなってきていると感じているという答弁でありました。詳細については報告書をご覧ください。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 社会厚生委員長・目黒哲也君の報告を求めます。

社会厚生委員長。

○目黒社会厚生委員長 社会厚生委員会の報告をさせていただきます。

期日は、令和5年4月18日火曜日、委員の出席は7名全員でございます。議長からも出席をいただきました。調査内容については執行部より出席を求め、調査を行いました。今回の調査項目は2項目でございました。配付資料に基づき要点のみご報告いたします。

まず、調査事項の1、健診施設等建設事業基本設計の進捗状況についてでございます。冒頭に病院事業管理者より報告がございました。魚沼圏域で初めての回復期リハビリテーション病棟が市民病院でスタートいたしました。特徴としては、常勤の専任医師である東京大学

医学部第3内科出身の医師を副院長に迎え、理学療法士、作業療法士を採用して通常の間とは別に早番、遅番の体制を組み、入院患者が朝起きて洗面、食事、トイレといった身の回りの事柄について、疾患別リハビリテーションを病棟で行うといった、県内でも非常に珍しい体制であり、これは看護師の負担を減らすことにもつながっている。

城内診療所については、4月から市民病院の附属診療所として通所リハビリテーションあくていぶを併設しスタートしている。

大和病院の医師の働き方改革についての対応でございますが、市民病院も労働基準監督署から日当直の許可を全て取っている状況ではないが、市民病院からの支援を急遽増強し、そのほかにも日当直専門の医師を全国から探し、それでも足りない状況の場合は、労働基準監督署と個別に地域の特例として、今調整しているところである。

健友館での健診は、市民病院の外科医師が当直明けの朝に健友館の内視鏡検査に車を飛ばしていくというような状況であり、また、病院事業管理者自身も土曜日や第3月曜日の休日に急遽行くこともある。従事する医師も高齢化してきており、一日も早く集約し、効率的な働き方になるように期待しているとの報告をいただいた後に、執行部から資料に基づき健診施設等建設事業基本設計の進捗状況について説明がありました。

建設位置については、管理職及び医局からのアンケート結果を基に、市役所内及び病院事業との協議により、南北に長い軸の配置で現在のロータリーを残すことで病院に対する圧迫感を低減したB案に決定した。

平面図について、大まかには1階が駐車場や玄関、機械室、2階が健診施設、3階が交流施設や運動施設という配置案が設計業者から提案されました。この案をたたき台として、今関係者で協議を進めているところであると、執行部から説明を受けた後に質疑に入りました。

貯雪位置についての質疑に対して、熱効率や駐車場とのバランスを考え検討していく。この貯雪については、健診施設のみの活用とし、電気料の削減を目指しているとの答弁がありました。

自家発電についての質疑に対しては、病院の自家発電の用途を回すことができないため、太陽光発電プラス蓄電池方式を考えている。災害時避難所として運用できるエネルギー供給を検討している。また、3階部分の配置についての質疑に対しましては、今後多方面から意見を聞きながら柔軟に検討していくとの答弁がございました。

建築工法についての質疑に対して、木材を使ったCLT工法を検討中であるが、原則として3,000平米以上の建物については木造だけで造ることができないことになっている等の答弁がありました。そのほか、屋根の雪の処理方法、想定する1日当たりの基礎健診受診者数、人間ドックの受診者数、住民健診等の送迎、医療機器等事業費、経営基盤、駐車場、スタッフ確保等々、活発な質疑がございました。そのほかの内容については資料に掲載されておりますのでご覧ください。

続いて、調査事項の2、新ごみ処理施設建設の進捗状況についてでございます。新ごみ処理施設整備事業については、令和4年6月に建設予定地が決定し、その後、令和12年の完成、

稼働を目標にして施設の基本設計の策定を進めているところでございます。

令和5年度は事業の工程計画に基づき各種事業を進めていく予定になっております。循環型社会形成推進地域計画を提出するために、国の循環型社会形成推進交付金の申請に取り組み、令和4年12月12日に新潟県に提出し、令和5年4月3日に交付決定の内示がございました。このことにより対象事業経費の3分の1が交付対象となり、毎年申請により国から交付金としていただくことができることになりました。

新ごみ処理施設整備基本計画については、施設建設に必要な基本事項を定める計画として、コンサルタント業者へ策定の業務委託を行い、進めてまいりました。しかしながら、若干課題等の整理に時間を要し、期間に不足が生じたことから1か月間工期を延長することとし、繰越明許費を設定いたしました。4月30日まで工期を延長し、今、最終の詰めを行っているところであるとの説明がございました。

新ごみ処理施設検討委員会は、学識経験者を含め10名で構成する委員会を設置し、11月、12月、令和5年2月と3回の委員会を開催し、基本計画の基本事項8項目の内容について協議し、協議結果をまとめて先日、3月29日に検討委員長から市長へ答申書が提出されました。

令和5年度の事業計画についてでございますが、整備に関する事業では、測量調査、地歴調査、施設整備基本設計、生活環境影響調査、旧し尿処理施設解体基本計画、ごみ質調査業務の6事業を計画しております。詳細な設計である施設整備基本設計については、基本計画に基づいて、次の全体計画を設計していくために2か年の継続事業となります。

生活環境影響調査は、1年間を通して春夏秋冬で環境に対する調査を行う。予測調査そして結果と行うので、1年間では終了できず、2か年にわたる継続事業となっております。

その他の事業については、地元集落との協議及び情報発信、先進地視察を行い、特に地元の皆さんと計画についてしっかりと情報共有を行い、協議を行いながら信頼の構築をして関係性を高め、それを土台に施設の整備に努めていきたいと考えていると説明がございました。

検討委員会では、基本設計の確認や先進地視察を計画していきたいと考えている。減量化啓発活動は、市民講座や昨年行ったパネル展、各種ごみの内容調査等の業務を行い、減量化につながるような活動を廃棄物対策課とともに連携し、可能な限り減量化に取り組んでいきたいとの説明がございました。

余熱利用については、施設は大きな余熱が出るので、その活用についてはいろいろな調査を行いながら検討を進めていきたいと考えていると、執行部から説明を受けた後、質疑に入りました。

生活環境影響調査についての質疑に対し、現在の生活の環境が施設を建設してどのように変化するかを想定し、このような状況が予測されるということを事前に調査するものであり、大気、臭気、振動、騒音等についてどのような影響が想定できるかというところを出して調査を行い、結果を公開するものであると答弁がございました。

ストーカ処理方式についての質疑に対しまして、基本計画をまとめ切った上で決定される。参考として、国内で動いている焼却炉の約8割がストーカ式であり、近年10年くらいは約9



割がストーク方式を採用しているとの答弁がございました。

旧し尿処理施設の解体の質疑に対しましては、現段階では令和7年度と考えている。その後の事務所の移転先については、空いている庁舎を有効活用、加えて建設予定地の近くにしたいため、塩沢庁舎が候補と考えているが、まだ正式には決まっていないとの答弁がございました。

施設規模についての質疑に対し、災害時も考慮し100トン規模を考えている。また、余熱利用については、余熱利用施設等も含め有効利用を検討している。系統連系接続が可能になれば売電を計画し、その資金で施設を整備する予定でもあり、運営についてはDBOで進めたいところだが、PFIの意向調査、アンケート調査をしてから検討したいとの答弁がございました。

指定ごみ袋についての質疑に対しましては、昨年からバイオマスの配合比率をさらに高めて、10%から25%にした。現在25%のバイオマスのごみ袋を使っている自治体は全国でも数えるほどしかないという、全国でも先進地であるとの答弁がございました。そのほかの内容については、資料に掲載されておりますのでご覧ください。

以上、長くなりましたが、社会厚生委員会の報告を終わります。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で、報告第3号 所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の請願を除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の請願を除く付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第6、請願第2号 「新潟の最賃は信越・北陸・関東13都県中12位の低さである。抜本的に底上げするための意見書採択を求める」請願書を議題といたします。

請願第2号を産業建設委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第7、請願第3号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める」意見書を国に提出することを求める請願書を議題といたします。

請願第3号を総務文教委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第8、請願第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題といたします。

請願第4号を総務文教委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を11時といたします。

[午前10時44分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前11時00分]

○議 長 日程第9、第7号報告 繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第7号報告 令和4年度南魚沼市一般会計繰越明許費繰越計算書につきましてご説明申し上げます。

令和4年度の繰越明許費につきましては、本年3月定例会での補正予算第11号及び最終専決の補正予算の第12号で議決いただいたものでございます。それぞれの事業におきまして、令和5年度に繰越しをいたしましたので、地方自治施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、ご報告申し上げるものでございます。

別紙の3ページから5ページが繰越計算書、それから6ページから8ページは報告資料で、事業内容の説明でございます。

3ページをお願いいたします。3ページ、表の一番上、左から款、項、事業名、次の金額は繰越予定額、次の翌年度繰越額が実際に繰越しをした額で、以降はその財源内訳であります。

上から2款総務費では、通学バス等運行事業費ほか1事業で、2段目、新潟県議会議員一般選挙費は、無投票及び契約の結果によりまして208万円の減。3款民生費では、介護基盤整備等事業費の1事業。4款衛生費では、健診施設等建設事業費ほか2事業。6款農林水産業費では、土地改良事業費ほか1事業。7款商工費では、八海山麓観光施設管理運営費の1事業。

3ページから4ページにかけまして、8款土木費では、道路橋りょう維持補修事業費ほか6事業で、3ページ下から2段目、道路橋りょう維持補修事業費、最後の段、消融雪施設維持管理事業費。4ページに行きまして2段目、道路新設改良事業費。5段目、街路沿道整備事業費、この4事業で事業が進捗したことによりまして、計2,732万円の減でございます。9款消防費では、消防総務費ほか3事業。

4ページから5ページにかけまして、10款教育費では、国際交流及び文化・スポーツ基金事業費ほか11事業で、そのうち、5ページ下から3段目、坂戸城跡整備事業費は、用地測量費算出の積算結果によりまして、2万円ほどの減。11款災害復旧費は、農林施設災害復旧費（単独）の1事業であります。

以上、事業の年度内完了が困難であることから、繰越しの議決を受けたもので、翌年度の繰越しは5ページ、表の一番下、合計で33件、18億5,430万1,000円で、財源内訳は表の中

ほどより右側に記載のとおりであります。

以上、第7号報告 繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第7号報告 繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を終わります。

○議 長 日程第10、第8号報告 事故繰越し繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第8号報告 令和4年度南魚沼市一般会計事故繰越し繰越計算書につきましてご説明申し上げます。

令和4年度の事故繰越しにつきましては、令和3年度から繰越明許費による繰越事業として実施していた事業につきまして、必要部材の調達が遅れるなど、避けがたい事故により年度内に支出が終わらなかったため、地方自治法施行令第150条第3項の規定によりまして、事故繰越し繰越計算書を調製し、ご報告申し上げるものでございます。

3ページが繰越計算書です。左から款、項、事業名、事業名は道路新設改良事業費（繰越明許費）、次が支出負担行為済額、その内訳、支出負担行為予定額、次の翌年度繰越額が実際に繰越しをした額で、支出負担行為額6,000万円を全額繰越しするものでございます。

以降はその財源内訳、一番右端の説明欄には、避けがたい事故の事由を記載してございます。説明欄記載のとおり、協議に不測の日数を要したこと、及び部品の調達が遅れたことによるものでございます。

4ページは報告資料。事業内容は、長森作田線の無電柱化推進事業に係るものであります。

以上、第8号報告 事故繰越し繰越計算書の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第8号報告 事故繰越し繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を終わります。

○議 長 日程第11、第9号報告 予算繰越報告について（南魚沼市水道事業会計）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長 第9号報告 予算繰越報告についてご説明申し上げます。令和4年度水道事業会計予算に定めた建設改良費のうち、地方公営企業法第26条第1項の規定により、予算の繰越しを行いましたので、同条第3項の規定により、ご報告するものです。

3ページの予算繰越計算書をご覧ください。令和4年度予算に定めた建設改良費のうち、支払い義務の生じなかった新設改良費——表の中ほどになります、3,340万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳、繰越理由は記載のとおりであります。

4ページの資料をご覧ください。繰越しとなる工事概要です。上田水源の改良は現在取り組んでいる地域別水源方式に向けた塩沢地域での水源再構築であり、川原橋水管橋は老朽管更新であります。施設の更新工事を計画的に進めるものであります。

第9号報告の説明は以上となります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第9号報告 予算繰越報告について（南魚沼市水道事業会計）を終わります。

○議 長 日程第12、第10号報告 予算繰越報告について（南魚沼市下水道事業会計）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長 第10号報告 予算繰越報告についてご説明申し上げます。令和4年度下水道事業会計予算に定めた建設改良費のうち、地方公営企業法第26条第1項の規定により、予算の繰越しを行いましたので、同条第3項の規定により、ご報告するものです。

3ページの予算繰越計算書をご覧ください。令和4年度予算に定めた建設改良費のうち、支払い義務の生じなかった管渠建設改良費——表の中ほどです、2億9,700万円を翌年度に繰り越したもので、財源内訳、繰越理由は記載のとおりであります。

4ページの資料をご覧ください。繰越しとなる工事概要です。寺裏雨水幹線は六日町市街地での浸水対策事業の一つであり、本繰越しをもって寺裏雨水はようやく完了することとなります。次の汚水管渠布設は、城内地区での県流域下水道への接続工事であり、本繰越しをもって農業集落排水の県流域下水道への統合事業も完了するものであります。

第10号報告の説明は以上となります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第 10 号報告 予算繰越報告について（南魚沼市下水道事業会計）を終わります。

○議 長 日程第 13、第 41 号議案 令和 5 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 41 号議案 令和 5 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

主な内容としましては、歳出では総務費において、返礼品定期便分に係るふるさと納税返礼等業務委託料を増額したほか、若年層の新婚世帯を支援するため、新生活に必要な費用に対して補助金を支給するための経費を計上いたしました。また、田園都市構想施設整備事業では、道の駅のリニューアルについての検討を開始するために必要な経費を計上しました。

民生費では、ファミリーサポートセンター事業について、所信表明でも申し上げましたが、依頼会員の負担軽減のための費用及び新たな提供会員の掘り起こしのために、助成金の増額に係る費用を計上いたしました。

衛生費では、雪資源活用事業について、脱炭素社会の実現に向けた自然エネルギーを活用する取組の一つとして、環境に配慮した住宅の Z E H 化、また Z E B 化の普及促進につなげるため、雪冷熱を活用した冷房システムの実証実験のための費用を計上しました。

労働費では、近年、多様な働き方が増えてきたことから、雇用主と労働者のマッチングを行う、ギグワークサービスを立ち上げるための経費を計上いたしました。

商工費では、令和 4 年度に新潟県が作成した、オープンネームによる事業承継マッチングサイト——ローカル継承マップ新潟の中に市町村ページを作成し、事業承継の推進を図るための経費を計上したものであります。

土木費では、社会資本整備総合交付金、道路メンテナンス事業補助金、及び交通安全対策事業補助金の国からの内示に基づきまして、事業費の調整による増減を行いました。

消防費では、防災関連としまして、管理されている空き家であっても、豪雪地の当市では一冬放置すると特定空家につながってしまう地域特性があるということから、未然に危険な状態を防ぐため、特定空家となる前に除却する所有者に対して、補助金を交付するために必要となる経費を計上したものであります。

教育費では、子ども・若者相談支援センター改修事業について、大和地域での支援を行うため、大和庁舎の現在使用していない部屋を相談施設として改修するために、必要な費用を計上したものであります。また、保健体育補助・負担金事業について、湯沢町・魚沼市と連携して進めているゴールデンサイクルルートをナショナルサイクルルートとして、国より認定を受けるために、アクションプランの作成に係る費用を計上したものであります。

歳入では、結婚新生活支援事業に係る国庫補助金、社会資本整備総合交付金等の道路事業関連事業の内示に基づく道路橋りょう費国庫補助金、市債に該当事業に対する充当可能額を計上したほか、財政調整基金からはふるさと納税推進事業の返礼品定期便分としてさきに積

み立てました分、3億2,900万円を繰入れしました。また、これらによる歳入歳出の差額調整として、前年度純繰越金に2,929万円を増額いたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ4億986万円を追加し、総額を347億542万2,000円としたいものであります。

詳細につきましては、総務部長より説明させていただきますので、よろしくご審議いただきまして、ご決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 では、第41号議案につきましてご説明申し上げます。最初に、歳入歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。

12、13ページ、2、歳入。最初の表、12款1項分担金、2目土木費分担金。説明欄、道路整備事業分担金は、道路事業（長森作田線無電柱化事業）に係る負担金の計上。

2番目の表、14款2項国庫補助金、1段目、1目総務費国庫補助金。説明欄、地域少子化対策重点推進交付金は、結婚新生活支援事業に係るもので、事業費の3分の2の補助であります。

2段目、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費国庫補助金。説明欄、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、生活保護システムの改修に係るもので、2分の1の補助。

2節児童福祉費国庫補助金。説明欄、保育対策総合支援事業費補助金は、通園バス置き去り防止安全装置の整備に係るもので、9台分——公立が7台、私立が2台の計上。10分の10補助。

3段目、5目土木費国庫補助金。説明欄記載の事業におきまして、国からの内示による減で、合わせて1,980万円の減。1行目、社会資本整備総合交付金、10分の5から6は、道路改良に係る分。2行目、同じく交付金で3分の2は、機械除雪費に係る分。3行目、道路メンテナンス事業補助金は、橋梁の点検、修繕に係る分。4行目、交通安全対策事業補助金は、通学路緊急対策に係る分。

3番目の表、15款2項県補助金、1段目、1目総務費県補助金。説明欄、結婚新生活支援事業連携推進補助金は、国庫補助金と同じく、結婚新生活支援事業に係るもので、6分の1の補助。

2段目、4目農林水産業費県補助金、1節農業費県補助金。説明欄、農地利用最適化交付金は、地域計画策定のための農家アンケートの実施に係るもので、10分の10補助。その下、青年就農支援事業補助金は、新規に就農する青年に対して経営開始資金を支援するもので、10分の10補助。

2節林業費県補助金。説明欄、林道改良事業県補助金は、林道橋点検業務委託に係るもので、2分の1の補助。

3段目、5目商工費県補助金。説明欄、オープンネーム事業承継推進事業県補助金は、事業承継のマッチングを推進するため、サイト開設に係るもので、2分の1補助、上限100万

円。

4 段目、6 目土木費県補助金。説明欄、にぎわい空間創出支援モデル事業補助金は、街路塩沢中央通り——これはつむぎ通りですが、この沿道整備街路事業調査業務に係るもので、2 分の 1 の補助。

5 段目、8 目労働費県補助金。説明欄、デジタル技術を活用した労働環境提供・効率化事業県補助金は、ギグワークシステムの構築に係るもので、2 分の 1 の補助、上限 100 万円。このギグワークですが、雇用関係を結ばない単発、短時間の働き方で、ゆざわマッチボックスと同様なサービスでございます。

最後の表、17 款 1 項寄附金、1 目一般寄附金。1 節一般寄附金は、説明欄記載の方からの寄附。

14、15 ページ、最初の表。1 段目、2 節ふるさと納税寄附金は、歳出でも説明しますが、東海道・山陽新幹線の搭載誌 *Wedge* への掲載に係る費用、及び高所得者向けのサイト *Gr-Ca11* の南魚沼版冊子作成の追加に係る費用に充てるためのもの。

2 段目、2 目指定寄附金。説明欄、南魚沼のおいしい湧き水売上寄附金は、令和 4 年度下半期分として、ご寄附いただいたものであります。

2 番目の表、18 款 2 項基金繰入金、1 段目、1 目財政調整基金繰入金。説明欄、財政調整基金繰入金（返礼品定期便分）は、令和 4 年度のふるさと納税返礼品の定期便分で、令和 5 年度に執行する経費。

2 段目、6 目ふるさと応援活用基金繰入金は、部材の高騰などの理由で、工事費の不足が見込まれる事業などへの充当分です。

3 段目、7 目人材育成及びリゾートオフィス・田園都市構想松井基金繰入金は、雪冷熱システムの実証実験に充当するためのもの。

3 番目の表、19 款繰越金は、今回の補正予算における財源の不足分としまして、前年度純繰越金を増額するものであります。

一番下の表、20 款 5 項 2 目雑入。説明欄、過年度委託料返還金（公設民営園）は、令和 3 年度委託料に過払いがあったための返還金で、めぐみ野こども園でのものです。

16、17 ページ、21 款 1 項市債、1 段目、1 目総務債。説明欄、公共施設等適正管理推進事業債は、ディスプレイ南魚沼の照明制御設備の改修工事の追加、及び温水ヒーター交換工事の増額によるもの。

2 段目、4 目土木債。説明欄、地方道路交付金事業債は、道路関連の補助金の内示に伴う補正。

以上が、歳入の補正内容であります。

18、19 ページをお願いします。3、歳出です。最初の表、2 款 1 項総務管理費、1 段目、1 目一般管理費。説明欄の 2、行政共通事務費は、中学生の海外派遣事業が再開され、派遣先が初めてニューヨーク近郊になることから、地元県人会への表敬訪問のため、市長と随行人員 1 名の旅費及び旅行業務に係る委託料の計上。

2 段目、7 目企画費。説明欄の 9、交流事業費は、姉妹都市のオーストリア共和国セルデン町との交流 40 周年事業に係るもので、1 行目、8、職員旅費は、訪欧に係る市長及び随員 1 名分の旅費の計上。2 行目、18、国際交流事業補助金は、訪日団の人数が確定したことから、受入れに係る宿泊費及び歓迎会に係る経費の増額。当初は 8 名でしたが、15 名で確定でございます。

説明欄の 15、ふるさと納税推進事業費。1 行目、11、広告料は、歳入で申し上げました東海道・山陽新幹線の掲載誌 Wedge への掲載に係る費用、及び高所得者向けのサイト G-C a 1 1 の南魚沼版冊子作成の追加。2 行目、12、ふるさと納税返礼等業務委託料は、令和 4 年度のふるさと納税返礼品定期便分に係る、令和 5 年度執行分の委託料の確定による増。

説明欄の 17、少子化対策支援事業費。1 行目、18、結婚新生活支援事業補助金は、婚姻に伴う新生活の経済的不安を軽減するため、新婚世帯に対して補助金を交付するもの。要件としましては、婚姻日時点でともに 39 歳以下、かつ世帯所得が 500 万円未満。補助対象経費としまして、住宅取得費、リフォーム費、住宅賃借費、引っ越し費。補助上限額としましては、夫婦ともに 29 歳以下で 60 万円、それ以外の夫婦ともに 39 歳以下で 30 万円としています。2 行目、18、結婚活動支援事業補助金は、結婚を希望する独身者が結婚活動に係る事業を利用するために要する費用——これはハートマッチにいがたの登録料です。これに対しまして補助金を交付するもの。

3 段目、9 目バス運行対策費。説明欄の 3、保育園等送迎バス運行事業費は、通園バスに置き去り防止安全装置の設置をするための経費で、直営バスが 7 台分でございます。

4 段目、10 目ふるさと応援活用基金事業費。説明欄の 1、田園都市構想施設整備事業費は、道の駅のリニューアルを検討するための経費。

次の表、3 款 1 項 2 目心身障がい福祉費。説明欄の 10、ふれ愛支援センター管理費は、ふれ愛支援センターの水道メーターを使用量に合わせ、口径変更するための費用。

20、21 ページをお願いいたします。最初の表、3 款 2 項児童福祉費、1 段目、1 目子育て支援費(児童福祉総務費)。説明欄の 4、ファミリーサポートセンター事業費につきましては、現在利用している依頼会員の負担軽減と、今まで利用したことのない人が気軽に利用できるように利用料金の減免に係る費用の計上、また新たな提供会員の掘り起こしのために提供会員に対する報償額の増額に係る費用の計上でございます。

具体的には、依頼会員の負担額につきましては、1 時間当たり今まで 600 円あるいは 800 円だったものを、一律 200 円とします。差額は市が負担。この負担にさらに 1 時間当たり 200 円を増額することによりまして、提供会員については報償額が増額となる。依頼会員の負担は 1 時間当たり 400 円または 600 円の減となります。

2 段目、3 目児童福祉施設費。説明欄の 5、私立認定こども園事業費は、公立園同様、私立園で、通園バス置き去り防止安全装置の設置をした際の補助金で、2 台分の計上でございます。

2 番目の表、3 款 3 項 1 目生活保護総務費。説明欄の 2、生活保護一般経費は、生活保護



システムの改修のための経費でございまして、令和5年10月に生活保護基準の見直しが行われることなどによるものでございます。

3番目の表、4款1項5目医療等対策費。説明欄の1、中之島診療所費は、開設以来20年使用しています診療所の電話設備に不具合が多発してきていることから、修繕料を計上。

一番下の表、4款2項1目環境衛生費。説明欄の7、雪資源活用事業費は、環境に配慮した住宅のZEH化・ZEB化普及促進につなげる取組としまして、雪冷熱を活用した冷房システムの実証実験のための費用。自然エネルギーを用いた冷房システムを体験できるモデルを設置し、データ収集・分析を行うものでございます。

このZEH化ですが、これはネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略で、家庭で使用するエネルギーと太陽光発電でつくるエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家ということでございます。また、ZEB化とは、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略で、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物を表します。

次、22、23 ページ、最初の表、5款1項1目労働諸費。説明欄の2、雇用対策事業費は、近年、多様な働き方が増えてきたことから、雇用主と労働者のマッチングを行うギグワークサービスを立ち上げるための経費でございます。

次の表、6款1項農業費、1段目、1目農業委員会費。説明欄の1、農業委員会運営費は、歳入で申し上げました、地域計画策定のための農家アンケートの実施に係るもので、1行目、10、印刷製本費は、封筒印刷費用。2行目、11、郵送料は、対象農業者を6,000人と想定し、発送料及び返信用の経費を計上。

2段目、3目農業振興費。説明欄の2、農業振興対策補助事業費は、歳入で申し上げました、新規に就農する青年に対して経営開始資金を支援するもの。

説明欄の6、農業体験実習館事業費は、レイホー八海で、施設の水道メーターを使用量に合わせて口径変更するための費用。

3番目の表、6款2項3目林道事業費。説明欄の1、林道維持管理費は、林道橋10橋の定期点検委託料。林野庁が決めました5年に1回の点検でございます。

一番下の表、7款1項商工費、1段目、2目商工業振興費。説明欄の4、企業対策事業費は、令和4年度に新潟県が作成しました、オープンネームによる事業承継マッチングサイト、ローカル継承マップ新潟の中に市町村ページを作成し、事業承継の推進を図るための経費で、ページ作成及びサイト運営に係る委託料でございます。

2段目、3目観光振興費は、歳入の補正による財源構成の変更。

24、25 ページをお願いいたします。最初の表、8款2項道路橋りょう費、1段目、2目道路橋りょう維持管理費は、補助金の内示に伴う事業費の調整による減額。

2段目、3目道路橋りょう除雪事業費。同じく内示に伴うものでございます。

3段目、4目道路橋りょう新設改良費。説明欄の1、道路新設改良事業費。1行目、12、測量設計等委託料、及び2行目、14、市道改良工事費は、同じく内示に伴うもの。3行目、21、

物件補償費は、市道長森作田線の無電柱化推進計画事業に係る移設工事補償費で、資材等の高騰が見込まれることから計上でございます。

説明欄の2、街路新設改良事業費は、補助金の内示に伴う事業費の調整による減額。

次の表、8款4項都市計画費は、歳入の補正による財源構成の変更。

一番下の表、9款1項3目防災費。説明欄の6、防災補助・負担金事業は、空き家を除却する所有者に対しまして補助金を交付するもの。豪雪地という特性から、管理されている空き家であっても、一冬放置することになりますと特定空家につながる可能性があるということ、未然にこの危険状態を防ごうということで、1件20万円の補助でございます。

26、27ページ、最初の表、10款1項5目育成支援費。説明欄の5、子ども・若者相談支援センター改修事業費は、大和地域での支援を行うため、大和庁舎の現在使用していない部屋を相談施設として改修するための経費。

次の表、10款6項保健体育費、1段目、1目保健体育総務費。説明欄の6、保健体育補助・負担金事業は、湯沢町・魚沼市と連携して進めているゴールデンサイクルルートにつきまして、ナショナルサイクルルート認定に向けた、走行環境・受入環境整備のアクションプランを策定するための協議会への負担金。

2段目、2目体育施設費。説明欄の4、体育施設整備事業費、1行目、14、舗装工事費は、欠之上のクロスカントリーハウス駐車場の舗装工事に係るもの。2行目、14、施設改修工事費は、大原運動公園テニスコート人工芝張替工事で、労務単価の上昇、及び部材の高騰によるもの。

説明欄の5、ディスプレイ改修整備事業費は、照明設備の制御盤が経年劣化によりまして動作不良を起こしており、営業に支障が出ていることから設計委託及び工事費を新たに計上。また、温水ヒーター交換工事の本体価格、及び処分費が当初より増額となることから必要経費を計上。

3段目、4目ふるさと応援活用基金事業費。説明欄の1、スポーツ施設照明LED化改修事業費は、ディスプレイ南魚沼と大原運動公園テニスコートのLED化に係るもので、それぞれ労務単価の上昇、及び部材の高騰に伴う必要経費の計上でございます。

以上が、歳出の補正内容であります。

なお、令和5年度の前備費充用額につきまして、5月31日までで、10件、600万3,000円でございます。主な内容は、広域有機センターの屋根破損の修繕に103万円。大原運動公園テニスコート内のトイレ改修工事に125万円。五日町シャンツェの送水ポンプの改修工事に147万円などです。

戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費であります。広域有機センターで使用するホイールローダーにつきまして、今年度末を納期限として入札を行いましたが、部品不足の影響から、いずれも納期が間に合わないとの理由で入札辞退が相次ぎ入札中止となりました。そのため、繰越明許費とすることで確実に納入を図りたいためのものであります。工期の変更でございます。

7ページをお願いします。第3表、債務負担行為補正であります。記載の2事業について、それぞれ令和5年度から令和8年度までの間において債務負担行為を設定するものです。早期に募集事務等の準備行為を行うため、今回追加するものでございますが、補助金交付対象者の決定を行うために、債務負担行為として計上しておく必要があるものでございます。

事業の内容ですが、まず南魚沼市チャレンジ支援事業補助金。新たなビジネスにチャレンジする人材の育成を促進するもの。補助金の支給が上限額100万円、年間5件。令和2年度から令和5年度にわたりまして、債務負担行為を計上し、実施しています事業を引き続き行うものでございます。

次に南魚沼市ふるさと納税活用新ビジネス支援事業補助金、新規でございます。地域資源を活用した事業等を立ち上げる起業家に対しまして、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した寄附金を財源とし、補助金を支給するもの。上限額が1,000万円、年間5件でございます。

8ページをお願いします。第4表、地方債補正であります。歳入の説明で申し上げました2つの起債におきまして、2段目の公共施設等適正管理推進事業債、及び6段目、地方道路交付金事業債の対象事業の追加や事業費の増減等の調整によりまして、表、最下段の合計欄で補正後の限度額を770万円増額し、14億8,120万円としたいものであります。

以上で、第41号議案の詳細説明を終わります。

○議長 質疑を行います。

3番・大平剛君。

○大平 剛君 2点ほどお伺いします。22ページ、23ページの雇用対策事業費、労働環境提供・効率化事業委託料ですが、これは今年から立ち上げるということですが、大体どの程度の成果を見込んでいらっしゃるか。この時点で考えがあるならお聞かせ願いたいと思います。

同じく22ページ、23ページ最後のほう、企業対策事業費の事業承継推進事業委託料ですが、これもまた現段階で、我が南魚沼市に何社くらいそういうのがあるかというのを、大体でいいのですけれども、つかんでいたらお教え願いたい。

○議長 長 商工観光課長。

○商工観光課長 まずは1点目の雇用対策事業費のギグワークの件でございますが、事業所については、おおむね40社くらいをリストアップしまして募るということです。成果につきましては、当初約700件くらいのギグワークをとということでございます。

2点目の企業対策事業費の事業承継のほうでございますけれども、こちらの目標は5件ほどでございます。実は1社ほど事前に相談等がございますが、そういうものを含めた中で5件を目標に目指しております。

以上でございます。

○議長 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 2番目のほうは分かりました。ただ、5件ということですが、これ

は増える可能性もあるということだと思いますので。その上で了承したのですが、最初のやつ、40社ほどという話だったのですけれども、これはもう40社はほぼ確定と考えてよろしいのですか。それとも今後希望があればどんどん増えていくという、そういう形なのでしょうか、ちょっとそれだけ教えていただきたいと思います。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 当初ですが、製造業等を含めた中で40社をある程度お願いといいますか、アンケート調査等を行うということでございます。そういった中で、随時企業のほうで増えるということは当然想定しておりますので、私どもについては、まず40社くらいに営業をかけながらどんどん増やしていくということが最終的な目標になりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 1点お願いいたします。最終ページの26、27ページ、保健体育補助・負担金事業でございます。こちらのほう、自転車活用推進協議会負担金100万円ですが、これは湯沢町さんも魚沼市さんも100万円ずつの負担金なのでしょうか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 こちらの負担金でございますけれども、延長割で計算することにしておりまして、大体総延長が185キロメートルでございます、南魚沼市の延長分が107キロメートルということですので、ほかの市町はその延長に基づいて計算するというような形になっております。

○議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 この負担金に関しましてですが、ナショナルサイクルルートの認定に向けたアクションプランの策定ということですが、それに対する策定委託料等々に当たるのでしょうか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 おっしゃるとおりで、外部の方から見たこの地域の魅力というのはよく言われているところで、こういったサイクルルートの中で、山々に囲まれて水田を走るコースというのはなかなかないというようなことを言われています。私たちではなかなか気づかない視点でございます、そういった外部の意見も取り入れながら、これを委託事業において作成したいと考えております。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3点ほどお願いしたいと思います。まず、21ページの一番下、雪冷熱システムの実証実験ですけれども、これは所信表明の中で市民が体感できる形で紹介する施設や、市外へのPRを目的とする施設として設置して実証実験を行うというふうになってはいますが、建物を造って、そこで実証するのか。どういう形で——もうちょっと具体的な内容がありましたら、今進めている内容、教えていただければと思います。

それから25ページ、これも一番下です。空家等除却事業補助金です。こういったのがいよいよ必要になってきたというふうにも思っているのですが、これは消防費なのですが、実際の事務みたいなものはどこで補助金を——総務部になるのか、消防ではないような気もするのですが、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

それから27ページ。これはちょっと確認だけですが、教育費のところでは表の2段目、体育施設整備事業費。舗装工事費で、これはクロカンハウスの駐車場の整備といいますか、修繕ということだったので、クロカンハウスの周りの駐車場と奥の大きい駐車場の2か所あるかと思うのですが、具体的にどの辺をどうするのか。それについてちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 1点目のご質問の、どんな形で実証をやるのかというところでは、これはまず目的としまして、特に市民への見える化というところが目標になっております。脱炭素社会の実現に向けて、新エネルギー、再生可能エネルギーの南魚沼市の一つの特徴として、市民に、実際に雪冷熱というものがどういう形かというのを見せたいなというところを考えています。

今現在考えているのは、いろいろプレハブだとか、一応実証実験ですので、仮設で1か月程度を考えているのですが、より皆さんに興味を持ってもらえるように、ちょっとしゃれた形のドームテント——グランピングに使うような、そういったものを設置しようかなということで今考えております。これからまた具体的によりよい効果というところを考えていきますので、今現在ではそういったテント的なものと考えているということです。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 2点目の空き家の関連でございますが、どうしても款項目の関連から9款消防費というところなのですが、これは目を見ていただきますと、防災費ということで、防災は総務課のほうで担当させていただきます。空き家に関する除却、あるいは特定空家につきましても、引き続き総務課で担当ということでございます。

以上でございます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 教育費の舗装工事費で、欠之上のクロスカントリーハウスの駐車場の舗装工事でございますが、一般的に大駐車場と呼ばれている奥のほうの大きい駐車場でございます。5か所ほど大きな穴が空いていますので、それを中心に舗装工事を行うものでございます。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1点目の実証実験のほうですけれども、ZEHですとか、そういうゼロを目指すといいますか、住宅、そういった部分も含めて実証ということになると思うのですけ

れども、グランピングのテントとかのようなもので建物——実際の住宅施設ですとかそういったもので使うときと比較を、そういうテントみたいなものでやったときの結果で、実際の住宅でもこうだというようなものがうまく実験結果を流用といいますか、そういうふう当てられるものなのかどうなのか。その辺、そこまでのことはしないというか、目的はそこまではないということなのか、ちょっとまたそこを教えてくださいたいと思います。

それから空き家等の除却事業ですけれども、先ほど説明の中でもこの辺の豪雪地帯で空き家になって1年放置すれば、すぐもう危険空家、特定危険空家になるというような可能性も出てくるということでした。そうすると、かなり特定空家っぽくなくても、例えば空き家になって除却をしたいということになれば、すぐ対象になるのか。その辺の対象基準みたいなものがありましたら、ちょっと教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 市民へのZ E HのP R等に関して、確かにグランピングテントというようなところは、直接的には実際住宅を建てるとか、そういうところとは違ってきますが、最初にお答えしたように、まず雪冷熱というもの、エネルギーがどういう形で効果があるのかという、市民の方にこれまであまり見せる機会がございましたので、そこに興味を持ってもらう施設ということで、ちょっと変わった施設があると、皆さんのぞいてくれるのではないかという思いがあります。

その中で、そこに対する発電についてはソーラーパネルですとか、断熱材ですとか、市内の企業の方等にもお声がけしまして、パネルですとか展示紹介、そういったものでZ E Hというものとか、省エネルギーがどういうものか、関心を持っている形で、実証実験の中で提供できればと考えているところであります。

以上です。

○議 長 総務課長。

○総務課長 空き家除却の補助金制度についてご説明させていただきます。まず対象の空き家ですが、1年以上使用されていない、または1年以上使用される見込みがない住居が対象となります。専用住宅、または併用住宅ということです。

それから、補助対象の空き家の解体とそれに付随する工作物、全て除去して更地とすること。施工については、市内に本店、支店、営業所等を有する市内の事業者が施工することで、そのほか補助対象の金額が空き家の除却と、それから除却により生じた廃材等の処分の収集運搬、処分も含めて総額で50万円を超えるものが補助対象ということで、補助金の金額については20万円。

そして、その除却工事を補助金制度を使って行った後に、補助対象者またはその二親等以内の親族が、除却の日から3年以内に当該跡地に建物を建築、または収益を得るような目的で行う駐車場等、そういったような使用の仕方となった場合については、補助金の返還をしていただくというようなことで今現在考えております。補助金の額は20万円ということで

す。

概要については以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今の案件でちょっと補足をさせていただきます。事業内容は今総務課長が申し上げたとおりなのですけれども、政策としまして、当然この総務課のほうへ空き家の除却ということで相談に来られます。そうしますと、U&Iときめき課で担当しています空き家バンク、そういった連携も使えるといいますか、空き家であれば、そういったバンクへの登録、あるいは利活用のほうにも流れていくだろうというもくろみもございまして、総務課とU&Iときめき課が連携して行っていこうと、そういうことでございます。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 分かりました。ちょっと今その事業内容を聞いていて心配になったのが、例えば今ある家を使わなくなるわけですけれども、土地があって、別の場所へ新築して転居すると。そして壊したいというようなときは、そうすると対象になるのでしょうか。よく建て替えて別の場所へ建てて転居するという例もあるかと思うのですけれども、そういう場合、今の説明だと何か対象になるのかなという気がしたのですが、ちょっとそこについてお願いできればと思います。

○議 長 総務課長。

○総務課長 基本的に今の私どもの考えは、この補助金制度の目的が空き家を結局、特定空家にいかになくするため、建物を除却するきっかけとしての政策ということで、今回の20万円についても、好循環の事例で、例えば解体されて、ほかの方に所有権が移って、その方がまた家を建ててもらえるということになれば、最終的にまた税金となって、今までよりも税収となって戻ってくるということで、20万円という金額についても、私どもきっかけづくりということで、できるだけ補助金の金額は抑えた中で広く使っていただきたいという趣旨で行っております。今ほど梅沢議員の言われたケースについては、やはり解体して、その後また別の方に——例えば今まで建物が立っていた土地を売却したりだとか、ということではほかの人に所有権が移るといような、この制度の趣旨に該当するような事例であれば対象になるかと思っております。

以上です。

○議 長 この件について質疑を行う方、挙手願います。

[複数名挙手あり]

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開を1時15分といたします。

[午前11時51分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後1時14分]

○議 長 第41号議案の質疑を続行いたします。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 19ページ、3件ですけれども、交流事業費の8、職員旅費。この部分、先ほど説明だと渡欧、ヨーロッパに渡るといふふうには聞こえたのですが、渡米ではないのかなという、渡欧なののだとしたら、今本当にこの値段で2人行けるのかというところ。

17、少子化対策支援事業費の結婚新生活支援事業補助金。これは500万円以下の世帯収入の方に対するリフォームだったり何かを取得したりするときの補助金ということですがけれども、500万円の世帯収入でどこまでそのリフォームとかに取り組むかという、何となく根拠があってこの金額を算出したと思うので、その根拠をお知らせいただきたい。

田園都市構想施設整備事業費、道の駅の整備ということで、調査ということだったのですけれども、これから電気自動車がかかなり普及していくだろうということを見越して考えると、東京と高崎、東京・新潟間でスーパーチャージャーがあるのは今のところ高崎、その先だと新潟になってしまうのです。テスラのスーパーチャージャー、今申込みすると、向こうの費用で造ってくれるわけですよ。向こうの費用で造ってくれて、電気とかはこちらで払うと。

スーパーチャージャーがあれば、それなりに観光収入にもつながるであろう道の駅の運用の見込みが取れるなというふうには思っているのですけれども、どうやら湯沢近辺がテスラの所有者の中では上位に入っている設置希望場所ということで、これはさっさと手を挙げて申込みしたら、向こうの持ち出しでできると思うのですけれども、その辺り、電気自動車の充電器の設置も含めてこれが考えられているのかどうか。その辺りを教えてください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 3つ目の質問にお答えします。道の駅の充電器の関係ですけれども、実際、現在お話をいただいております。話があります。前向きな検討ということでは考えたいと思うのですけれども、現段階で今整備をしてしまうと、リニューアル工事のときに、結局支障物件になって移動等もありますので、そこについてはちょっと慎重に取り組まなければいけないとは考えていますけれども、方向性としては、やはりEVの充電器については前向きに進めていかなければいけないと思っていますので、十分検討した上でそこに対処してまいります。

以上です。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 2点目の結婚新生活支援事業補助金についてです。この予算の額ですが、国の補助金を使うこともありまして、積算については国からの例示があります。それに基づいて計算しますと、まず婚姻件数。そのうち夫婦ともに29歳以下の世帯割合、また39歳以下の世帯割合というものを掛け合わせて試算すると、実際は29歳以下の申請見込みが64世帯ということで、そのうちの申請見込みが37世帯ということで、この予算より大分多い試算になったのですけれども、今回の補正ではそれよりちょっと少なめに見積もって、29歳以下の申請分が15世帯、それ以外を10世帯として計上したものであります。

また、補助額の上限60万円、また30万円という額は、国の補助金の額をそのまま使って



おります。

以上です。

○議 長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 1つ目の職員旅費につきましては、9、交流事業費のほうは、セルデンの訪欧団の訪欧費用になります。2、行政共通事務費のほうの職員旅費については、アメリカの視察費用となっております。

以上です。

○議 長 違います。ヨーロッパの54万円のほうは、これでヨーロッパへ……

○秘書広報課長 9、交流事業費の職員旅費につきましては、セルデンの旅費となっております。費用のほうにつきましては、旅行代理店のほうに見積りを徴しまして、この費用で2人分行けるということを聞いております。

以上です。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 先ほどの結婚新生活支援事業の所得制限の件であります。500万円というのは、国の制度で決まっている額であります。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 分かりました。旅費は大変あれですけども、市長の体格から考えたら、エコノミーで行かせるのはすごいかわいそうですが、とにかくロシアが戦争していて上空を飛べないので、ちょっと遠回りだと思うんですけども、頑張って行ってきてもらえればと思います。

E Vの件に関しても理解しました。進めていただければと思います。

結婚新生活の件なのでですけども、この費用、補助金はほかの補助金と併用して使えるのかどうか、その点だけ教えてください。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 ほかの同様の制度との併用は不可という制度になっております。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 21ページの一番下、7の雪資源活用事業費、先ほど梅沢議員のほうから質問があって答弁していただいたのですが、実証実験ということだから、ある程度データを収集して、次の施策に生かすことが目的であるというふうに思っていたんですけども、答弁では、1か月程度の予定で市民に関心を持ってもらうことが目的だということだったので。実証実験ということであれば、雪をどう集めて、そこから始めて、少なくとも1年くらいはデータを収集して、それに基づいて、どのような支援があれば雪冷熱システムの活用が進むのかといった、そういう視点——施策づくりに生かすという視点が必要なのではないかと思います。そういう方向性はあるのか、ないのかということをお願いします。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 今回の実証実験で今考えている方法というのが、今大原のところの貯雪

場に雪がありますが、考え方として、雪を動かさずに雪を溶かして、水冷によるものが活用できないかという方法と、あとは雪を風——水に溶かすのではなくて、風という形で空冷できないかという、2つの方法を実験しようかなと考えているところであります。

一つまた大きなのは、今まで雪を大きく移動させたり、雪を溶かすために人力を使って、非常に運搬に係るエネルギーですとか、労力がかかっておりますので、そういったところが改善されて、できるだけ自動化といいますか、そういう方法で実験ができないかというふうに今ちょっと2つ考えているところであります。

1か月程度というのは、これまでもいろいろなところで、ある程度その方法ができるのかというところは検討されておりますので、本当に暑いときに使って、そういった方法ができるのか。そして市民ですとか県外から訪れる方等に確認してもらって、その辺に対する感覚、どんな声が寄せられるのか、そういったところをしたいと考えているところであります。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 3点伺います。19 ページの中ほど、結婚活動支援事業補助金の件です。ハートマッチにいがたのほうの登録料ということですがけれども、11万円とかなり少ない金額なのですけれども、登録料を全額補助ということもあるでしょうし、半額ということも考えられると思いますので、それによって人数、何人を対象にしてこの金額を出しているのかというところを伺います。それと新たなことですので、広報のほうはどういった形で広報されるのかを伺います。

2点目は21 ページ、今ほどの雪資源活用事業費でありますけれども、1か月間という割には400万円で、結構金額的には大きいかなと思うのです。この金額、プレハブを借りるようなことをおっしゃっていましたがけれども、この400万円の根拠ですね。借りるだけなのか。それと委託料となっておりますので、どこに委託するというようなお考えなのか。

今ほどもいろいろ実証実験をして、市民の皆さんから声を聞くということですがけれども、そういったところは、見ていただいてアンケートとかをとるというようなことなのか、その辺について伺います。

3点目は25 ページ、一番下の空き家等除却事業補助金の件であります。20万円掛ける5件ということで、その内容的なことは先ほど説明いただきました。ただ、この5件というのが、市内ではかなり空き家があるわけですがけれども、これが申請が多かった場合にはどういった基準で決定するのかというところなのですが、空き家自体はたくさんあっても、かなり危険が考えられるというようなところを優先されるのか。その辺について、5件より申請が多かった場合は、どういう基準で決定するのかというところを伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 結婚活動支援のほうのご質問の関係ですが、ハートマッチにいがたの登録料1万1,000円、全額になります。1万1,000円、全額100%といいますか、全て単費なのですけれども、それで予算にあるように、掛ける人数分でその額になっているということであり

ます。

また、広報活動といいますか、周知活動ですが、もろもろの政策と同じく、若い方はウェブを見るだろうということでウェブを中心に、当然市報も活用しながら、多くの方に周知していただければと思います。

それから3番目になります。空き家のほうの関係、除却の関係でございますが、これは何でこの予算額になったか、20万円でこれなのかというところからひもとくところなのですが、毎年総務課では秋口くらいに、防災担当、総務課長も一緒になって空き家を全て回ります。区長さんから上がってきたもの全て回ります。その中で令和4年度の実態調査で、令和3年度から令和4年度にかけて特定空家まではいきませんけれども、そういったニュアンスのある空き家が除却されていた。令和3年度にはあったのですが、令和4年度の調査で除却されていたという実数を捉えまして、それは実際6件だったのですが、予算上では5件としまして計上をさせていただいたということでございます。

初めての事業でございますので、その質問の、不足になったらどうなるのかというところはちょっと想像の域を脱しないのですけれども、大勢来られれば、この趣旨である特定空家にならない、その未然のという視点でいえば、また議会の皆さんにお諮りしながら補正ということも考えられるかなというところ、今のところこれでスタートですので、はっきりとは申し上げられませんが、そんな考えを持っているところでございます。

以上です。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 実証実験委託の中身の部分ではありますが、こちらのほうは当然実証実験という形でどんな形で運用していくか——それまでの専門家の見地ですとか、そういったのを聞きながらの協議する部分ですとか、そこによって実験最中のデータの収集、アンケート、そういった部分の費用のほか、実際に実証するために雪を持ち運ばなければいけませんので、その雪の運搬費用ですとか、先ほど申し上げましたとおり、2つの実験を考えているというところから、そういったものの装置に係る部分。あとはその実験する——プレハブではなく、先ほど梅沢議員のときに、皆さんが関心を持って興味を持てるようなテント的なものと考えていますが、そういったものの設置、撤去費用。あとは何かあったときのために保険料とか、そういったものも掛けておきたいということで、そういったものをもろもろ込みまして、400万円の予算で今回要求させていただいているところであります。

委託先等につきましては、今後になりますが、これまで当市の雪事業に関して一緒になってやってきております、雪の勉強会の中の構成メンバーでありますゆきぐに利雪振興会、それから長岡技術科学大学、その他関連するところと実証ということでありますので、そういったところを委託先として考えて進めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 まず、1点目ですけれども、ウェブとか市報で広報をされるということ

ですけれども、人口減少とか少子化とか今いろいろ問題になっている中で、せっかくここで補助金を出すのでしたら、この方々にも利用していただいたら、どういったことがネックになっているのか、どういった補助があったら有効なのかというようなアンケートをやはりとっていただくと、なかなかそういうところは普段目に見えてこないところなので、かなり個人的な情報になると思います。せっかくこれをやるのでしたら、そういった市民の声、利用者の声を集めるということもいいかなと思うのですけれども、その辺いかがお考えでしょうか。

2点目は分かりました。

3点目ですけれども、空き家のほうなのですが、今までの除却の実例を件数から見て、予算として5件というふうに上がったということですのでけれども、やはり冬になりますと、雪よっての周囲に対する危険というところが、建物自体が古くなっているというだけではなくて、周辺に対する影響というところで、住民からのかなりいろいろな声を聞いています。

ですので、屋根の雪が落ちたのが歩道とかに、子供たちが通学路になっている歩道にかかるとか、そういったのもたくさんありますので、そういう危険度とかを見てこれを採択するとか、そういう基準ではないのでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず、1点目のハートマッチにいがたの関連の登録料の関係でございますが、そうですね、我々も当然相談に来られる方に、今、議員がおっしゃったようなところを情報としていただくと。そして次の施策に結びつけると。それは当然担当のほうでも考えているところですので、議員おっしゃるとおりかと思えます。

また、空き家のほうの除却ですが、おっしゃるところは、やはり特定空家に分類が入っているのかなと思うのですが、特定空家はまた別建てで、以前この議場でもやり取りさせていただきましたが、国の補助というのもございますので、それについては担当課のほうでは今年度中に構築したいということで、制度設計をしたいということで今進めております。

あくまでもこれは上程の理由でも申し上げましたとおり、放っておくと特定空家になるだろうという、危険空家になるだろうというところを事前に手だてをしたいというところに限るということでございます。歩道に雪が落ちて子供たちが危ないというところは、また別の視点から総務課のほうで対応してございますので、イコールこの補助対象になるとも限りません、というところが難しいところですが、そんな考えでございます。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 では、3点お願いします。やはり考えるところは同じなので、项目的にはダブるところが多いのですけれども、まずは21ページ、雪冷熱システムの実証実験の関係です。私はこの項目を見たときに、何年か前に上町でのエコ住宅の実証実験——太陽光とか風力発電とか、いろいろ備えた中で実証実験をやりましたけれども、そういうのかなと思ったら、話を聞いてみますとプレハブで、そして冷水と冷風の効果を見るというようなことらし

いです。

その冷風ということになりますと、例えばワクチンの関係だって今やっていますので、そういうところかなと思うのですけれども、新たに冷風、冷水を利用した——実証実験ですから、これは役に立つかどうか試す実験ですので、そういう新たなシステムの方向性が見えてきてそれをやるのかというところを、ちょっと参考までに聞いてみたいと思います。

次、25 ページ、これも空き家除却の関係なのですけれども、対象が1年以上使用していないか、または使用する見込みがないということで、それが対象になるのですけれども、本来の目的は、これが多分特定空家につながらないようにということですので、この1年以上——以上というのがあるからいいようなものなのですけれども、もうちょっと縛りを、危険が迫ってきたので補助を出しますので、除去をお願いしますというような形に持っていけないかというところなのです、聞きたいところは。だって、この形だと……

○議 長 議員、要望にならないで、質疑をお願いします……

○佐藤 剛君 この形だと、危険家屋の除去につながるのかというところを、もう一回、再度確認させていただきたいと思います。

最後 27 ページです。ふるさと応援活用基金の関係です。これは当初予算にもありまして、スポーツ施設のLED化ですけれども、当初予算もディスプレイ、大原テニスコートの照明LEDの関係だったのです。当初予算のとき、あまりよく聞かなかつたので、これはこの体育施設の2施設に限ったLED化を推進するためなのか、それともスポーツ施設全般に、今後ともこのLED化に向けて内容が増えていくのか。そこだけちょっと確認したい。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 今回の実証実験に関してです。先ほど、一応考えているのが2つ、空冷と水冷をということではありますが、正直これまでの経過で見えてきたものと見えてきていない部分があります。見えてきた部分につきましては、コロナのワクチン接種会場で、集団接種会場でやっています、あの風の部分です。ああいったところについては、ある程度——ちょっと特許が絡んでくる部分の話もあると聞いておりますが、今まであのところには、水のおけに1日3回、3時間に1回ほど入れて、運搬もあそこまで3往復くらいしていたという話を聞いております。そういったものをまずは自動化できないか——自動化というのはちょっと極端ですが、1日1回雪を持ってきて、それを置くことによって自動的に風をファンコイルを通して送れないかというところの、ある程度見えてきた部分を実証したいというのが一つ。

もう一つは、水冷化という部分については、いろいろなところで全国的にもありますが、当市のほうで雪を排雪して、貯雪している雪が、何か有効活用できて産業化にできないのかというところで、これについては、本当に実証実験ということになりますので、うまくいくかどうかというところは、はっきり言うことはできません。うまくいくことを期待しておりますし、これが次年度以降の、雪を当市の特徴とした再生可能エネルギーの部分の一つになればということで実証実験を行うものであります。

以上です。

○議 長 総務課長。

○総務課長 2点目の空き家の関係ですけれども、部長が先ほど説明しましたように、危険の空き家については国の補助制度を使っていくということで、今回はこの市の単独事業で、特定空き家になる前にその空き家を壊してもらうという誘導策という形で、今回の補助制度についてはつくったものです。これと合わせて国のほうで税制上の優遇措置ですけれども、相続で家を相続しまして、それを3年以内に解体して、その土地を売却した場合についてはその譲渡所得の控除の制度がありまして、それとの相乗効果も狙ったような制度になっております。

今回は条件はつけずに、うちの場合は1年、一冬全く管理しなかっただけで特定空き家になってしまう地域性でありますので、これは新潟県内でもこの補助制度をつくっているのは私どもだけです。その家屋に危険や何かの条件をつけている自治体は非常に多いのですけれども、私どもはそれについては、国の補助制度を使っていくということで、そこになる前に、解体を選んでもらうための補助制度ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 ふるさと応援活用基金事業のご質問のことをございます。スポーツ施設のLED化ということでございますが、まだまだLED化になっていないところがございますので、計画的に進めてまいりたいと考えておりますが、ふるさと応援活用基金事業で行うものにつきましては、大原運動公園とディスプレイということになっております。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 短いのを6点だけお願いします。まず、補正予算の全体的な考え方として、議員必携には補正予算はできるだけ可能な限り少なくし、災害、国県の補助金交付の確定、建設事業の設計変更、物価の変動など、やむを得ない場合のみ補正を組むとありますが、南魚沼市もそういった大まかな考え方は同じなのかどうか、それがまず1点目。

2点目行きます。19ページの職員旅費。議員必携には、旅費等の補正の追加は厳に慎むべきとあるのですけれども、これは当初予算のときには予想できずに、突然市長がこの2つのところに行くことになった経緯と、旅行業務委託料の中身をもう少し具体的に教えてください。

3点目、19ページの広告料。新幹線に広告を出すということですが、これは具体的に新幹線への広告はこの1,000万円のうちの幾らで、こういった広告を出すつもりなのか教えてください。

4点目、21ページ、雪冷熱。雪冷熱ですね、令和4年3月議会にこういう質疑がありました。雪冷熱に関して、この議会です。雪を運ぶために使う二酸化炭素とか、そういったものを含んだ形で本当に雪が資源としてエコなのかどうかという実証を、計算されているかどうかというのを質問されている議員がいらっしやいまして、その答弁がこれです。答弁……

○議 長 議員の質問をしてください。

○黒岩揺光君 やりますので、ちょっと待ってください。それを質問するために……

○議 長 ちょっと待ってくださいではなくて……それは分かっているので……

○黒岩揺光君 計算を含めてやろうというふうに、令和4年3月に言っています。その計算をやろうというふうにおっしゃっていますけれども、その計算はできたのかどうか。その計算。雪が資源として実際に、運搬するための二酸化炭素とかいろいろ使うけれども、雪が実際に冷房として、ほかの電気やガスよりもエコだという実証はされたのかどうか。令和4年3月ですと言っていますので。

5点目、25 ページ、除雪車購入に行きます。これは1,340 万円減額されています。内示で減額と言いますが、当初予算は1億約3,000 万円、1億3,000 万円除雪車購入を出していますけれども、1,300 万円減額ということは、恐らく当初予定していた台数を買えなくなると思うのですけれども、それは大丈夫なのですか。

最後6点目、27 ページ、LED化行きます。これは当初予算6,000 万円、6,200 万円で今ここで1,100 万円増額ですね。物価の高騰で、部材の高騰です。つまり1割から2割の高騰になっています。当初予算、中学校体育館照明LED化改修事業費に1,690 万円盛っております。こちらの中学校の体育館照明LED化のほうは労務の高騰とかはないのですか。こちらは増額しなくて大丈夫なのでしょうか。

以上、6点お願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目の包括的な質問ですが、補正の関係でございます。ルールどおりといえますか、書き物にある内容は議員がおっしゃるとおりなのですが、当然その自治体によつての当初予算を組み立てたときの財源手だてとか、いろいろなことで補正で新たに出てくるケースもあります。原則的には総計予算主義というのがございますので、それに乗ってやっているが、しかし手だてする財源の関係で補正にも出てくることもあるということでございます。

以上です。

○議 長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 まず、当初予算に計上できなかったのはなぜかということですが、まずアメリカ——中学生の海外派遣事業につきましては、当初予定していなかったのですけれども、ニューヨーク県人会の会長さんのほうから、今回中学生を派遣するに当たって、1回目の派遣でもあるので、ぜひ市長のほうからも来ていただきたいという要請があったということで、検討した結果、今回補正予算のほうに計上して、まずは研修事業の視察、それから次回以降もうまく研修事業が行われるように、ほかの県人会の方にご挨拶をするということで今回計上したものであります。

それから訪欧のほうにつきましては、当初盛れなかった理由としましては、ロシアのウクライナ侵攻等がありましたので、コロナ禍の収束の具合だとか、そういうものを勘案しまし

て当初のほうには計上していなかったのですけれども、今回補正のほうで——ロシアの状況も落ち着いたとは言えないのでしょうけれども、一定程度落ち着きを見せているということから、今回訪欧をすることになったものであります。

ニューヨーク派遣事業の内訳ですけれども、飛行機それから空港税、諸税等が2人分で54万8,000円、出入国料、保険料が2人分で2万6,000円、宿泊費44万円、見学料が2万4,000円、食事10万円、添乗員ほか27万8,000円というふうになっております。

あとセルデンのほうにつきましては、旅費、渡航費用のみの計上となっております、航空券が2人で27万円、それからサーチャージ等が19万円ほどでしょうか、となっております。その他日当等も計上したものであります。

旅行の時期ですけれども、市長はニューヨークにつきましては、8月3日から8月8日を予定しておりますし、セルデンにつきましては……11月12日から11月22日を予定しております。

以上です。

○議長 総務部長。

○総務部長 ふるさと納税、広告料の関連ですけれども、金額的には、積算上では東海道・山陽新幹線のWe d g e、こちらは当初予算で1か月分が計上されていたかと思うのですが、それを期間延長ということで6か月延長ということで600万円考えてございます。これは東海道新幹線の前の席のシートのここに差し込んである——議員、ここへ差し込んである、グリーン車用のところに出すWe d g eというものでございます。

それからG-C a 1 1のほうは、これも積算上ですが、400万円ということで積算してございます。いずれにしましても、こういった広告展開によりまして、45億円あるいは50億円というふるさと納税への結びつきになるということを考えておりますし、また東海道新幹線については、今度は関東圏ですと、ふるさと納税の関係もいろいろな市町村が展開していますので、私どもとしましては、今度は関西のほうへというような位置づけもございまして、東海道新幹線というようなことを考えているところでございます。

以上です。

○議長 環境交通課長。

○環境交通課長 昨年度のCO<sub>2</sub>削減の部分の計算等取り組んだかということですが、昨年度の雪事業に関しまして、令和4年のときは環境省のモデル事業ということで、熱中症の対策に関する部分を環境省から受託してモデル事業ということでやって、雪冷熱による気温の外気温と室内の温度変化、そういったところの部分の検証はして報告しているところでありまして。本来それに伴って、では運搬——雪冷熱による取得によってどの程度のCO<sub>2</sub>削減があるのか。そこまで踏み込んだ研究という形になれば一番理想的なのですが、そこまでの部分になっていなかったため、まだCO<sub>2</sub>が実際にどのくらい削減になるかというところは出ておりません。

これからやる実証実験につきましても、今度はそういった部分——当然、今最初にほかの



議員さんのご質問に答えたように、運搬に係る、その移動に係るエネルギーの消失ですとか、そういったところも観点にして、できるだけ自然な状態で雪の冷熱が利用できるのか、できないのかという実証をしますので、そこに絡めた中で、当然CO<sub>2</sub>削減がどういったふうに出てくるのかも——計算値で出てくるものであるというふうにも聞いておりますので、そういったところも進めていきたいと考えています。

以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 5番目の除雪車の件でございます。除雪機械の更新計画に沿って、毎年除雪車の要望をしておりますけれども、大型車2台と小型車1台ということでもございましたけれども、車両価格の高騰等もございまして、小型車1台分を来年度以降に先送るということでもございます。

以上です。

○議 長 黒岩議員、6点目の質問は本議案とはちょっと関係ない質疑だと思いますので……（何事か叫ぶ者あり）本案件の議案で質疑をしてもらえればと思います。ほかの事業でいうことは、この予算で来ているので。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 それでは2点目ですね、旅費のほう、再質問させていただきます。市長、もう既にニューヨークは一度行かれていますと思うのですがけれども、改めてもう一度ニューヨークに行って、1回目で大きな成果が出て、さらにまたもう一回ニューヨークに行って、どんな成果を上げようとしているのかということと。

中学生派遣事業の予算は既に年度予算、当初予算で出ていますよね。そのときは中学生を派遣することは決まっていたのです。その後市長が随行することが決まったと思うので、会長さんから、市長来てくださいと言われたのが突然であった、そういう解釈でよろしいのかどうか。

宿泊費がニューヨークは44万円計上するのに、セルデンは9泊するのに宿泊費は計上しなくて大丈夫なのでしょうか。これは後から出てくるのかな、分からないけれども。

3点目の広告料行きます。広告料は、これは他の自治体でこういった広告を出してふるさと納税がたくさん上がったとか、そういうような参考みたいなものがあつたのかどうかだけ教えてください。

雪冷熱ですけれども、4番目の雪冷熱の再質問。これはCO<sub>2</sub>が実際に削減しているか、そこまでやっていないということなのですが、市民に関心を持ってもらう先に、それより先にまず雪が資源として成り立つかどうかを実験してから、その後市民に関心を持ってもらったほうがいいのかではないですか。そういう考えもありますけれども、それについてはいかがですか。

では、最後の除雪車購入ですけれども、では当初予算では3台必要だと思っていたけれども、今回1台減るのですけれども、この冬、それで大丈夫なのですか。それだけ最後、お願い

します。

○議 長 秘書広報課長。

○秘書広報課長 市長が今回ニューヨークのほうに行かれる理由です。ニューヨーク県人会の会長さんのほうからの要請で今回行くわけなのですけれども、平成29年に視察に行った後、時間も空いておりますし、あとそれから大坪さんのほうから——県人会の方からホームステイを子供たちはしていただくことになっておりまして、ホームステイ先の方への挨拶と、子供の様子等を見たり、挨拶等をしていただきたいということもありまして、行くことになっております。

それから、セルデンの宿泊費につきましては、今のところ航空券のみで、宿泊につきましては、セルデン町に滞在する費用については、セルデンの観光庁ですか、そちらのほうにご負担をいただくような見通しで現在協議しております。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 広告料の関係です。ふるさと納税、それぞれの市町村がいろいろな手法によってふるさと納税をいただいているところであります。他の市町村がやっているからやるのであれば、なかなか県内1位、あるいは45億円、50億円というふるさと納税額にもならない。いわゆるU&Iときめき課のほうで独自でいろいろ考えて施策展開しているということです。この件について、ほかの市町村はどうかというのは把握はしておりません。

以上です。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 まず資源として成り立つかどうか考えたらというところではありますが、これについては、資源としては成り立つものであるというふうに考えております。ただ、これはそれぞれ今実際に雪室——民間のほうで一生懸命やっております雪室等によって雪の冷熱エネルギーの効果ですとか、そういったのは当然出ております。そして中でも屋内施設の整備という形ではいろいろ進んでおります。ですので、資源としては成り立つとは思いますが、これが産業化、事業化したときに、コスト、そういった部分で普及していくのか、そういったところが課題になってくると考えています。

ですので、いろいろなところで、これまでも市も雪の魅力発信、雪の効果ということで情報発信しております。それを今度はそれが雪資源として活用することができるのかどうか、一歩先に進んだ実証実験をしたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 すぐに除雪ができなくなるような状態の更新ではございませんので、その辺りは大丈夫ということでございます。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君　市長の1回目、平成29年に行って、時間がたっているから2回目に行って、ホームステイ先でご挨拶して子供の様子を見るとかという、それだといまいち成果として弱い気が、本当にそれだけでいいですか。アメリカに五、六年に2回行くわけではないですか、同じところに2回。世界は広いのに2回行くわけなので、何かもっとう、市長が行って、こういうのを持って帰ってくるの的的なものがもしあればお願いします。なければもういいので、それで。

2点目ですけれども、雪冷熱行きますね。民間の雪室といつも比較されていますけれども、民間の雪室とは全く比較できないですよ。だってあそこは農産物が雪室によって味がちょっとマイルドになるという付加価値があるから成り立つと思うのです。皆さんが言っているのは冷房でしょう。冷房として資源として成り立つような実証はどこかの自治体が行っている、民間が行っているそういう立証があって、それで市民に関心を持ってもらうのは分かるのですけれども、そういったのは、そういう資源として成り立っているのはあるのですか。それが一つ確認です。

あと、最後、新幹線の広告。どういった広告を載せるのですか。返礼品で皆さん納税するのは分かるけれども、何を載せるのですか。南魚沼ふるさと納税と載せるのか、何か特定の品を載せるのですか、その広告には。それもし分かっただらお願いします。

○議　　長　　市長。

○市　　長　　本来、質疑なので、私があまり方針めいたことを言うつもりはないのですけれども、子供たちは――中学生、今回は高校生も含みますけれども、8月1日から8日の間行くのです。私はずっとその少年、青年たちに付き合うということではなくて今回行くので、私は3日の日に出発して、目的を達したら帰ってこようと思っているのですが、それでも多分5泊3日か、向こうに正味3日ということですよ。

これはですね、本当に県人会長から――ごめんなさい。言葉は過ぎるかもしれませんがけれども、熱烈に来てくれということだったのです。私は当初から行くつもりはありませんでした。これは教育部のほうでやらしてもらえばいいと思っていましたが、しかし、お話をしていくと、本当に時間がたっておりますし、加えまして、今回県人会長さんの強い、非常にリーダーシップの下でやらしてもらっていますが、県人会200人くらいの会だと思いますが、全ての方ではありませんが、本当に快く子供たちをそれぞれのご家庭に招いてくれてやっていただく。その一番の今回の目玉は、新潟県人会の皆さんの我々への歓迎会の出席が一番の目的です。ここにあなたが立っていなければ、みんなが心打ちませんよということなのです。それ以上はちょっと言わせないでください。そういうことがあって今回行くということですよ。

意気にも感じておりますし、我々の感謝も含めて伝え、来年以降の活動にきちんとなってもらうなければならぬということで行くわけですので、回数云々の問題ではなくて、非常に今回行かなければならぬと判断して、やはり行くということになります。

加えまして、それだけではないものがあるだろうということですが、3日間向こうにいるわけですけれども、私は黙って寝ているタイプではありませんので、様々なこれからの展開

をもちろん見極めてまいります。

加えまして、今後は子供たちの派遣事業で今回は予算のことが出ていますが、ニューヨークという行き先は、当初から大坪さんは様々な産業振興、こういったものにもやっていますよということがあるし、私も前回は行って本当に思っています。それらについて可能であるかどうかということや、新発田市は大坪さんの関係で向こうにお米のアンテナショップを、新発田の民間が出しましたけれども、市長も自ら行って、そういったところのオープニングセレモーションをやったり、いろいろなことをやっているのです。我が市がそういうふうに展開しないなどというふうに軽く考えてはいませんので、これからいろいろなことに結びつけられるように、もちろん見てまいります。寝ずの思いで行ってまいりますので、よろしくをお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 広告料の関係ですけれども、補正を議決、可決していただければというところなので、まだどういったものかというのは私のところにも報告が上がってきておりませんが、昨年一月だけだったと思いますけれども、ポスターで見たことがあるかと思いますが、背景が南魚沼市の秋の収穫の、遠目で遠隔で米どころのところにお茶碗が大きく出ているようなポスターがあると思うのですが、確かその内容と同じのがWe d g eに昨年は登載されたかと思います。今年はまだ具体はこれから詰めるということです。

以上です。

○議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 雪室も一つの雪冷熱を使ったエネルギーでありますので、私ども雪エネルギーを雪室の食品の部分と、これからやろうとする部分——エネルギーとしての利用としては、その違いがあるとか、食品だからよくて、ほかの空調としては駄目だと、そういうふうには考えておりません。実際に当市のほうは、雪室での利用がほとんど多い状況になっていますが、近くでいえば地域振興局のほうは、当時新エネルギー利用の促進に関する特別措置法ということで、雪と氷のエネルギーが新エネルギーになったというところから利用している実績もありますし、遠く北海道ですとか山形のほうでもそういったことで利用しているところがあります。

ただ、いずれもそれは非常に大規模な施設でありまして、それが即我々の南魚沼市に使えるかどうかというところは当然課題でありますので、まずはコストをかけない形で、今ある状態の雪を自然に使えないかどうかということを実験したいというところでもあります。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4項目ほどお願いします。まず、19ページの少子化対策、結婚の支援でありますけれども、1,200万円ですね。これはあれですか、ハートマッチにいがたに登録して、そして婚姻届を出して、窓口でおめでとうというところで申請書を渡して、そういう流れでこれをやろうとしている事業なのか、ここをお伺いしたい。

それから、23 ページの雇用対策、ギグワークサービス 885 万円です。ゆざわマッチボックスと同じタイプのアプリを採用するというだけで 885 万円かかるのか。あるいは雇う側、雇われる側それぞれが登録するわけですけれども、会社のほうで登録した場合に登録料というのにもかかると。そういうのも含めて、登録に係る手数料等々を含めて 885 万円ということなのか、お伺いします。

それから 27 ページ、自転車、ナショナルサイクルルート認定のために 100 万円ということであります。ゴールデンサイクルルートに認定されて、特に国道 291 号ですけれども、非常に狭いという中で自転車、頑張っていらっしゃるのですけれども、今度は湯沢町との全体の中でいくと、国道 17 号を通らざるを得なくなりますので、そうするとこの認定を受けた後に、国道についてやはり自転車専用道路を含めて、国がきちんと整備していくという方向までこれはついてくるのかどうかということをお伺いしたい。

それから同じ 27 ページですけれども、大和庁舎改修工事。子ども・若者相談支援センターの相談室を大和市民センターにつくるという、300 万円でありますけれども、これはどこをどう改修して相談室として使おうとしているのかということで、4 点お願いします。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 まず、1 点目の結婚新生活支援事業補助金ですが、こちらを受給するためにハートマッチにいがたの登録が必須かということであるかと思えますけれども、これは必須ではありません。ハートマッチにいがたは登録で補助がありますし、こちらリフォーム、引っ越し等の補助については、それはまた別で補助があるということでございます。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 23 ページの 885 万円の件でございますけれども、内訳的なものでございますが、初期費用が 319 万円、告知費用として 434 万円ほど、保守運営費用として 132 万円を計上しておるということでございます。あわせて、1 契約といいますか、マッチングが成功した場合でございますけれども、採用手数料として 19%が基本的には運営費のほうに充てられるということでございますので、採用件数とランニングコストが合う金額——件数的には 1,500 件ほどがマッチングできると、ランニングコストが生み出せるということでございます。

以上でございます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 3 点目のナショナルサイクルルートに向けたアクションプランの作成ということで、27 ページの件でございますが、道路管理者には国・県・市という形でパターンがございまして、それらが全て同じベクトルを向いて整備していくことが大事だと思っています。

今回つくろうとしているアクションプランにおいては、そういったスケジュール感も表していきたいと思えます。なので、アクションプランをつくと同時に、国や県、市で合意形成を図ってまいりたいと考えております。

また、27 ページ上段の子ども・若者相談支援センター改修事業費でございます。どこでど

のようなということでございますが、大和庁舎の2階に元町長室がございます。そこが今物置になっているのですけれども、そこを改修して、子ども・若者相談支援センターの大和会場にしたいと考えております。

どんな工事かということでございますが、まずエアコンが壊れております。なので、元からそれを取り替えなければいけないということに、この中の半分くらいの事業費を取られてしまいます。そのほか、町長室でしたので、意外とムードのある照明ですとか、壁もちょっとムードがありますので、明るめな施設にちょっと改修したいということで、壁紙とかそういった照明の器具を取り替えたいと考えております。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 23ページの雇用対策のほう、1,500件ほどマッチングが成功すれば、初期費用885万円ですかね、こちらのほうが一応賄えるという話でしたけれども、これは運用自体もそのアプリの中でやりますので、市のほうが直接関わるということは多分ないと思えますけれども、この成功とかどうだということについても、このアプリをやっている事業者からの報告という形になるのか。市が、それぞれのマッチング状況はどうかということまでを管理できると、そういうアプリなのかということのをちょっとお聞きしたいなど。

それから、大和庁舎の改修のほうですけれども、町長室ですので、恐らく相談室として必要な部分は畳3畳分くらいあれば何とかできるかなというところもあります。子ども・若者相談支援センターのほうから要望が出ていると思いますけれども、何しろ微妙な、ナイーブな相談体制でありますので、そこら辺を配慮した、それこそやり方に、改修の仕方になると思うのだけれども、そこら辺は子ども・若者相談支援センターときちんと協働しながらやっていくという方向でいいのかと、2点お伺いします。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 先ほどの885万円の内訳のところの関係でちょっと補足しますけれども、いわゆるランニングコストという部分が132万円ございます。その部分というのが1,500件ほどのマッチングができると、ランニングコストの部分はペイできるということでございますが、それ以外に市のほうで告知費用というものを設けた場合は、その部分が434万円がかかるということでございます。

これについては委託でございますので、全てマッチングからそういうものについても当然報告書等が上がってきますので、市の職員が管理するということではなくて、そちらの業者さんのほうで全て管理していただいた報告資料を、私どもがまた次年度以降に検証するというところでございます。

以上でございます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 大和庁舎の利用の仕方ということでございますが、おっしゃるとおり、町長室なのですが、使える部分はおよそ30平米くらいかなと考えています。使い方考えている

のは、主には活動部屋です。例えばプライベートな相談事とか、そういったことが複数あって、同じ部屋でできないということになれば、そのときの空き状況にもよりますが、大和庁舎のほかの部屋を用意して相談に応じるとか、そういったことも考えていきたいと思っています。あくまでも、大きく考えては活動部屋として考えております。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 マッチングアプリの関係であります。結局、管理自体は多分会社のほうで、成功すれば市への報告ということになります。湯沢のほうのやり方を見ていますと、非常に手軽に、特に雇われるほうは非常に手軽にできるということでありましたけれども、今度はそういったところの皆さんに、特に宣伝していかざるを得ないです。季節労働が必要だというのですけれども、ここら辺の宣伝の仕方については、市報とそれから市のウェブサイトだけなのか。あるいは経済団体といいますか、そういうところにも話を持っていくという方向で行くのか。ちょっとそこだけ伺います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、その宣伝の方法ですけれども、事業者さんをまず集めるものについては、当然経済団体——商工会等も通じてアナウンスも行いますし、説明会を何度か行います、という形で集めさせていただきます。

あと、成果品という形の報告ですが、まだ事業者は、これからプロポーザルなのか、方向性としては事業者はまだ決定してはいないので、はっきり申し上げられませんが、出てくるもの、成り立ちとしては、ほぼ湯沢町に近いものになるかというふうに想定しています。ですので、やはりその見方であったり、事業者さんがその中で、例えば募集の段階で入れられる情報であったり、欲しい情報であったりとか、そういうものもそこに入れられるというふうに考えています。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第 41 号議案 令和 5 年度南魚沼市一般会計補正予算に反対の立場で討論に参加させていただきます。

本当に毎回、毎回なのですけれども、大前提として補正予算というのは、当初予算、3 か月前の 3 月議会で予想できなかったものが来るべきものであるのに、提案理由の説明のときにそれが無いので、本当に評価もなかなか難しく、何か唐突感もあって、何で今これが出てくるのかという部分をしっかり説明してほしいのです。

市長、ニューヨークに行ってきますと今おっしゃいましたけれども、まだここで否決され

たに行けませんから、ちょっと気が早いと思うのですが。ニューヨークにこの数年で2回行かれるということで、私だったら、この内容だったら行かないですね。150万円、170万円かけて、市民にそれだけしっかり歓迎されるという確約がない限りは行かない。県人会の懇親会に参加ということだったら、オンラインでもできるでしょうし、県会の方たちの交流もいくらでもオンラインでできますので、そういったのを活用されて、ぜひニューヨークとの関係を深めていただけたらと思います。

2つ目が雪冷熱になります。雪冷熱、令和4年3月に、これ計算しますと言っているわけです。運搬するときを使う二酸化炭素よりもこの雪で使う冷房のエネルギーのほうが上回るかどうかというのを計算をしますと言っているのですが、いまだにそれをやったのかどうかもちょっと分からないので、しっかりその部分を示した上で市民に関心を持ってもらうという順番かと思えます。

もうちょっと言わせてもらおうと、これですね、水道料金が物すごい高いこの南魚沼市の自治体がやるような話でも僕はないと思っていて、もし本当に雪が資源として事業化できるなら、多分もう結構ほかのところがやっていると思うのです。やっているのではないかな。5万人の自治体で、水道料金がなくて自殺率も高いところが単体でやるような話でも僕はないと思っていて、こういうのにお金を——本当にいけるかどうか分からないようなものにお金をかける、400万円かけるなら、ぜひ福祉とか子育てのほうに1円でも多く回してほしいという思いでございます。

それと、本当に自転車の何か100万円、出てくるでしょう。アクションプランの何か。それも当初予算のときに何で考えなかった。そのアクションプラン。生活保護のシステム改修、令和5年10月に基準見直しだから、ということは3月の時点でそれは予想できたと思うのです。令和5年10月に基準が見直されるのだから、改修するのが必要なのではないかなと。令和4年3月の当初予算のときに何で出せなかったのかなというのがすごい疑問なわけでございまして、何でこれを言うかという、これがしっかり本当に予想できなかったという説明がないと、誤解される部分もある。

どういう誤解をされるかという、当初予算のときに多く見積もっておいて、次年度にわざと繰越しして、補正のときにこれを使おうみたいなふうに行っているのではないかと思う人も、もしかしたらいるかもしれない。分からないです。もちろん皆さんはやっていないと思うけれども。だから補正予算というのは当初予算でしっかり、うちら4日間すごい一生懸命審議したわけですが、3か月前に。そのときのことを無駄にしないためにも補正というのは、しっかり皆さん、一つ一つ説明していただきたい。したのだからけれども、僕にはそれが残念ながら聞こえなかったです。

なので、特に旅費に関しては、市長、本当にそのセルデン、1年に2つも外国に行くなら、やはりできたら当初予算で言ってほしかったし、言わないのなら、しっかりこの2つの海外視察でこんなものを持って帰ってくるのだというのを、もうちょっと大きなもの、成果を示してほしかったなという思いで反対の討論とさせていただきます。



○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番・大平剛君。

○大平 剛君 では、第41号議案 令和5年度南魚沼市一般会計補正予算に対して賛成の立場で討論に参加したいと思います。

反対者とはちょっと意見が違うものもありまして、私は今回出てきた中でやはり大切なものは幾つもあると思っていまして、結婚、少子化対策支援事業費とか、あと保育園等の送迎バスの運行事業費、これもやはり即座にやらなければいけないものだと思っています。

その他、私が質問で触れました雇用対策事業費や企業対策事業費、これもまた市にとっては大切な事業だと思います。その他一つ一つ挙げていけば切りがないのかもしれませんが、そういったことをやる。やはり空家等除却事業補助金もこの南魚沼市にとっては大切な予算になると思います。これらのことがちゃんとやはり——理想を言えば、それは当初予算でやるのが当然なのですけれども、そうはいかない場合もありますし、こういうものが出てきたとき、では我々議員がちゃんとこれを見て、妥当かどうか判断するためのこういう会議だと思っていますので、それを中で通ったなら、別に私はそこまで問題になるのかなと思います。

また、旅費に関してですけれども、これも私ちょっと黒岩議員と違うのは、きっちり県人会の会長さんから来てくれと行って行くわけですよ。今回初めて中学生、高校生がニューヨークに行かれるわけです。この人たちをやはりきちんと見てもらわなければいけない、ニューヨーク県人会の人たちに。そういうところだったら、やはり私は多少旅費をかけても、市長が行ってきちんとお願いしてくる。私は南魚沼市の高校生や中学生の安全のためとってはおかしいですけれども、そのためだったら、このくらいのお金は出してもいいのではないかなと思います。

もちろん、それはどこに重きを置かれるかというのはあるかもしれませんが。でも私はどちらかと言えば、中学生、高校生がちゃんとニューヨークへ行って、いろいろなものを見て、成長してこられる、そしてそのサポートをきっちりしてもらうために、市長が初年度行ってお願いしてくる。そういうことはちゃんとやっておいたほうがいいのではないかと私は思います。

そういうわけでございますので、これらの予算についてぜひ皆様方の賛成をお願いしたいと思います。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第41号議案 令和5年度南魚沼市一般会計補正予算（第

3号)は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第14、第42号議案 南魚沼市給付型奨学金基金条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第42号議案 南魚沼市給付型奨学金基金条例の制定につきましてご説明申し上げます。本条例は、奨学金を目的とした5,000万円の指定寄附があったことにつきまして、基金条例を制定し、給付型の奨学金制度を創設するものでございます。

3月議会の令和4年度11号補正におきまして、財政調整基金積立金(奨学金寄附分)としていただいた給付金を、制度創設、条例制定するまでの間、一時的に取り置くものとして細節を設定して計上していた関連でございます。奨学金を目的としました5,000万円の指定寄附があり、亡くなられた親族の方が当地、南魚沼市出身で、本市への寄附となったものでございます。

寄附者ご自身が奨学金を受けることができなかつた過去から、奨学金事業へぜひ使ってほしいということで、返還義務のないものをご希望されております。運用につきましては、規則で定めることとしていますが、基金を活用した給付型の奨学金制度を、大学等の進学者を対象に入学準備奨学資金20万円、学費等奨学資金年額30万円で、10年間をめどに実施したいものでございます。

それでは条文に沿ってご説明申し上げます。議案1ページをご覧ください。

第1条は、目的について、寄附者の思いを反映した給付の目的としています。

第2条では、基金の額は寄附金をもって充て、予算で定める額とする。

第3条では、最も確実かつ有利な方法により保管し、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるとして、第4条では、運用から生ずる収益は、予算に計上し、基金に編入する。

第5条では、目的達成の財源に充てる場合に限り、これを処分することができるとしております。

第6条は、委任規定でございます。

2ページ、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行したいものでございます。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15番・中沢一博君。

○中沢一博君 大変ありがたい寄附の中で、またありがたい条例かと思っております。本当にこれからの未来の南魚沼市をつくっていただけるというか、人材に対して本当にありがたいと思っております。この条例に関してはよろしいのですけれども、内容に関しても入学資

金、学資資金という部分が出ましたけれども、条件とかそういう部分に関しましては、今後こういう部分に関しては提示されてくるというふうな考え方でよろしいのでしょうか。まずは、今もってこういう形でまずはするという、こういう具体的な部分というのはまだ示されていないようでありますけれども、もし決まっていたらお聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 この基金条例が制定されましたら速やかに、規則によって制度を制定したいと考えております。内容は担当課と詰めておりますが、条件としては経済的な理由等ということで、進学がなかなかできないという学生さんに支給する予定でありますので、所得制限を明確にするかどうかですとか、進学したいけれども、家庭の事情でなかなかできない、であるが成績が優秀な方とか、そういうような方を資格要件として考えております。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 これから個々に詰めていくという部分でございましたけれども、すごく私は、今の言っていることは全部すばらしいことだと思っております。ただ、私はせっかくこの南魚沼市のふるさとに育って、できなかったことに対して、日本規模で考えればよろしいのですけれども、やはり私はできるならば南魚沼市にいずれは帰ってきていただけるというか、そういうような部分も——大きな部分では全体でいいのかもしれないけれども、そういう部分もやはり私は具体性があるべきではないかというふうに思う一人ではありますけれども、どのようなお考えでしょうか。施行がもうすぐになりますので、ちょっとその点だけ確認させていただきたいと思っています。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 受給者が将来的にこちらへ、市内に戻ってくることを条件とするかどうかということでございますが、そういうのを条件として支給している市町村も全国ではございます。検討している中では、今のところはそこまでの条件はつけない予定ではございますが、申込み、審査段階で、そういうぜひ戻って来たいというようなことであれば、それは審査のほうで有利にはなるかなという気はしますけれども、今のところ市内へ帰ってくるのを条件とすることは考えておりません。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 第3条の部分ですけれども、かつて何のときだったか、南魚沼市でも結構、運用をしっかりとって収益を上げたことがあったかなと、何かの決算のときにあったと思うのですけれども、同じように基金のうちの一部を有価証券に代えて収益を上げる。その収益から出すというわけではなくて、全体を切り崩しながら今回、奨学金制度を使っていくのだとしたら、おおむね何年ぐらいで消化しようとしているのか、その辺りを教えてください。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 基金の運用の面は、ちょっと私も詳しくは答えできませんけれども、制度的には10年ぐらいはこの制度は維持していきたいと考えております。10年といいます

と、入学して4年生大学であれば4年間ですので、足かけ13年ぐらいになりますか。要は新規の受給者、入学して受給する方が10年分ぐらいは続けていきたいと考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第42号議案 南魚沼市給付型奨学金基金条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第15、第43号議案 南魚沼市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長 第43号議案 南魚沼市印鑑条例の一部改正について説明を申し上げます。

まず、概要についてであります。デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律による、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、移動端末設備、いわゆるスマートフォンなどのアプリに個人番号カードの電子証明書の機能が搭載可能となりました。

これにより、これまでスマートフォンを使って、マイナポータルのログインや確定申告などのオンライン申請利用に際して、個人番号カードの電子証明書をその都度認証させる必要があったものが、対応するスマートフォンの場合には、今後順次スマートフォンのみでできることとなります。

同様に、現在は住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書等のコンビニ交付の際、個人番号カードを使ってカードに記録された利用者証明用電子証明書を利用することにより、証明書の交付を受けることができますが、今後は個人番号カードを持ち歩かなくてもスマートフォンのみを用いて交付を受けることが可能となるため、そのスマートフォンを使ったコンビニでの印鑑登録証明書発行に対応する所要の条例改正を行うものです。

それでは、新旧対照表で説明を申し上げます。3ページをお願いいたします。

第11条の2、見出しでは、これまで個人番号カードという利用者が用意するものというところを規定にしていたものを、スマホという別の方法も加わることから、多機能端末機という証明等の取り方というか、方法についての見出しに変更いたします。

本文中に改正する箇所が3か所ありますが、スマホについて加える部分は、一番下の長い

改正部分です。右側の改正前に、当該個人番号カード及び暗証番号によりとあるものを、当該個人番号カードまたは移動端末設備——この移動端末設備というものがスマートフォン等  
のことで——これを加え、括弧書きの後半のほうに利用者証明用電子証明書が記録されてい  
るものと規定し、一番下のところ、これらを用いて暗証番号を入力することにより、印鑑登  
録証明書の交付を受けることができるとするものです。

前後いたしました。本文上段の改正は、個人番号カードという規定を明確にするために、  
改めて括弧書きを加えたもので、中段の改正は、右側改正前で多機能端末機の定義の  
ところが括弧の中と外で、電子計算機と接続されたといった内容的に重複したものだ  
ったために、この機会に片方を削って整理するものです。

1 ページに戻っていただき、改正条例の附則であります。この条例は公布の日から施行す  
るとしたいものです。

政令により、制度的にはこの5月11日から開始されており、アンドロイド端末では利用可  
能となっておりますが、証明等を発行するコンビニの多機能端末機のハードをはじめとし  
たシステムの対応がこれからであり、実際にスマートフォンでのコンビニ交付が可能とな  
る時期は、公式には今年度中、実際には秋頃からと伝わっております。それらの情報に  
今後注視しながら、必要に応じて市民への情報提供などを行っていきたくと考えてお  
ります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第43号議案 南魚沼市印鑑条例の一部改正については、  
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第16、第44号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の  
一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 第44号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正につ  
いてご説明申し上げます。

今年度より市内の全ての学校が、従来の学校評議員制度に替えて、学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールに移行したため、学校評議員制度を廃止といたしました。そのため、市の非常勤特別職として報酬額を定めたこの条例の学校評議員の項を削りたいものです。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。非常勤特別職の報酬を定めた別表第 2 の表中、学校評議員の項を削るものでございます。

1 ページに戻り、附則をご覧ください。条例の施行日は、公布の日からとしたいものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 44 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 44 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 17、第 45 号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長 第 45 号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

まず、概要についてであります。今回の改正は、軽自動車税の種別割に関して、令和 5 年度の地方税法の一部改正のうち、令和 5 年 7 月 1 日から施行される分について改正するものです。

改正の内容としては、一定の要件を満たす電動キックボードについて、令和 5 年 7 月 1 日から施行される改正道路交通法により、新たに特定小型原動機付自転車という区分に分類され、交通ルールや車両の規格が定められることとなりました。これに伴い、市では新たな規格の課税標識——いわゆるナンバープレートを作成・交付し、令和 6 年度分の課税分から軽自動車税の税率区分の一部を見直しするものです。

特定小型原動機付自転車に該当するものは、原動機の定格出力が 0.60 キロワット以下であ

って、長さ 1.9 メートル以下、幅 0.6 メートル以下で、最高速度が時速 20 キロメートル以下であることとなっています。

このほか新たに車両の保安基準として、前照灯や尾灯、制動灯、方向指示器、ほか必要な装備が定められました。これらの車両には、7 月 1 日以降は現在の原付のナンバープレートよりやや小さいサイズの新たなナンバープレートが交付され、取り付けることとなります。運転は基本的に車道を通行し、運転条件は 16 歳以上で免許は不要、ヘルメットは努力義務などとなっております。

それでは、条例改正の内容について新旧対照表でご説明申し上げます。3 ページをご覧ください。

第 70 条は、種別割の税率で、第 1 号は原動機付自転車になります。省略してあるアからウについては、それぞれ従来の 50cc、90cc、125cc 以下の区分になります。エは 3 輪以上のいわゆるミニカーを規定したものですが、下線部に特定原動機付自転車を除くとして、このエから除く規定を加えます。これにより、出力とサイズなどが小さいことにより、特定原動機付自転車に該当する場合には、3 輪以上であってもエの税率 3,700 円ではなく、アの 50cc 以下と同じところに区分され、税率 2,000 円となります。

1 ページに戻っていただき、改正条例の附則であります。

第 1 条は、施行期日を令和 5 年 7 月 1 日とするものです。

第 2 条は、軽自動車税に関する経過措置で、令和 6 年度以降の軽自動車税について適用するものとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 では 1 点だけ、確認といいますかお聞きしたいのですけれども、免許不要でナンバーの交付は必要だと。そして年額税額 2,000 円は令和 6 年度からということです。免許が不要でナンバーの交付は必要なのですが、その対象の把握みたいなのはうまくいくのでしょうか。そこら辺の把握の仕方みたいなのをお願いします。

○議 長 税務課長。

○税務課長 これについては、基本的に道路で運転するに当たってナンバープレートが必要なので、本人が申請するという以外にこちらで把握する方法としてはなかなか難しいものがあります。道路で運行しないというものだったり、ナンバープレートをつけないで違法で運転するというものについては、なかなか把握することはできないという状況になると思います。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 45 号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 45 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 18、第 46 号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 46 号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

介護保険法に規定する介護サービス事業等を運営する事業者の指定及び更新に係る手数料について、市が指定する認知症対応型通所介護や小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスと、介護予防認知症対応型通所介護や介護予防小規模多機能型居宅介護などの地域密着型介護予防サービスを一体的に運営する場合については、手数料を軽減または適用除外とする項目がありますが、同じく市が指定する通所型サービスAまたは通所介護相当サービスの地域支援事業の第 1 号事業については、新規の一部の場合を除き、市が指定する地域密着型通所介護サービスと一体的に運営する場合であっても、手数料を軽減または適用除外とする項目がありませんでした。

市が指定するそれぞれのサービスの間で、適用に差を設ける合理的な理由がなく、市の事務負担も地域密着型サービスと地域支援事業の第 1 号事業を一体的に運営する場合と、地域密着型サービスと地域密着型予防介護サービスを一体的に運営する場合とほぼ同等のため、地域密着型介護サービスと地域支援事業の第 1 号事業とを一体的に運営する場合の手数料について、軽減または適用除外とする項目を追加し、複数の第 1 号事業を一体的に運営する場合については、同時に複数の指定や更新をする場合の手数料は 1 件として取り扱うことで、事業者の負担軽減を図りたいものであります。

また、現行規定においては、地域支援事業の第 1 号事業の新規の指定の際に、県指定の通所介護や訪問介護の居宅サービスと一体的に運営する場合については軽減の対象としておりましたが、それぞれの所管が県及び市と異なり、市の事務軽減とはならないため、軽減の対象外とするものです。

加えて、地域支援事業の第 1 号事業と地域密着型介護予防サービス、または県指定の介護予防訪問看護や介護予防通所リハビリテーションなどの介護予防サービスとで一体的に運営することのできる事業がないことから、その部分を削除し、併せまして別表第 4 の表内全体



の文言の整理を行いたいものです。

新旧対照表で説明を申し上げます。5ページをお願いいたします。

別表第4の項の欄、1の項につきましては、地域密着型サービス事業者の指定において、現行は既存の地域密着型介護予防サービスと一体的に運営する場合は、手数料を軽減としておりましたが、これに既存の地域支援事業の第1号事業と一体的に運営する場合も軽減するため、これを追加し、表を整理いたしました。

また、手数料を徴収する事項及び区分、こちらにおいて介護保険法の法律名について、公布年、法律番号、略称を追加し、以下につきまして略称にて表記する修正をいたしました。

6ページをお願いいたします。2の項につきましては、地域密着型サービス事業者の更新において、地域密着型介護予防サービスの指定申請を同時にする場合は、手数料の徴収について適用除外としておりましたが、これに地域支援事業の第1号事業の指定申請を同時に申請する場合を追加し、表を整理いたしました。

3の項及び4の項につきましては、引用法令の表記の修正でございます。

5の項、地域密着型介護予防サービス事業者の指定については、表を整理いたしました。

7ページをお願いいたします。6の項、地域密着型介護予防サービス事業者の更新については、表を整理いたしました。

7の項、及び8ページにわたります。8の項につきましては、引用法令の表記を修正いたしました。

9の項についてです。地域支援事業の第1号事業を運営する事業者を指定事業者といい、この指定について、現行では複数の地域支援事業の第1号事業の一体的運営をするため、同時に複数申請をする場合に、手数料の軽減等はありませんでした。改正案の(1)により、第1号事業の一体的運営に係る同時申請の場合には、これに係る指定を1件とみなし、軽減をするものです。

次に、現行において、居宅サービスと一体的に運営するために指定する場合は軽減対象としておりましたが、居宅サービスは県指定の事業で所管が異なることから、指定に係る市の事務軽減とはならないため、軽減対象から除外します。地域密着型介護予防サービス及び介護予防サービスと一体的に運営するために指定する場合についても軽減対象としておりましたが、これらについては、地域支援事業の第1号事業と一体的に運営する事業がないということから削除いたします。これらを改正案(2)、(3)に整理いたしました。

また、改正案、9の項の左から2列目のただし書で、地域支援事業の第1号事業と地域密着型サービスとを一体的に運営するため、それぞれの指定申請を同時にする場合は、1の項の地域密着型サービスの指定により手数料を徴収いたしますので、事業者の負担軽減のため、第1号事業の指定の手数料の徴収について適用除外とする内容を追加しました。

9ページの10の項です。指定事業者の更新については、9の項の指定事業者の指定と同様に、複数の第1号事業の更新を同時に申請する場合は1件の指定とみなし、また、手数料徴収の適用除外となる一体的運営をする事業の同時申請については、現行の第1号事業の指定

申請のほか、地域密着型サービスの指定申請及び更新申請を追加し、表を整理いたしました。

次に、備考になります。表の備考として、使用する用語について規定をいたします。

4ページに戻っていただきまして、改正条例の附則であります。この条例は、令和5年7月1日から施行するとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第46号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を3時15分といたします。

〔午後2時54分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後3時15分〕

○議 長 日程第19、第47号議案 南魚沼市学齢児童生徒の就学援助条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 第47号議案 南魚沼市学齢児童生徒の就学援助条例の一部改正についてご説明申し上げます。

就学援助条例は、生活保護法に規定する要保護者や、それに準ずる準要保護者、あるいは特別支援学級や特別支援学校に就学する児童生徒の保護者を対象に、必要となる学用品などの経費に対し支援を行い、就学を援助することを目的としております。

このたびは、その就学援助の対象となる経費について主に2点を改正したいものです。

1点目は、学校の授業で使用するスキー用具などの体育実技用具について、近年では、レンタルを利用する家庭が増えていることから、そのレンタルに要する経費、いわゆるレンタル料を就学援助の対象にしたいものです。

2点目は、学校における事故や災害に備える日本スポーツ振興センターの共済掛金のうち

保護者負担額については、これまでも学用品費に含め就学援助の対象としておりましたが、レンタル料が加わることもあり、援助する種別を分かりやすくしたいため、災害共済費の項を新しく起こしたいものでございます。

3 ページの新旧対照表に沿ってご説明申し上げます。3 ページをご覧ください。

第4条でございますが、第4条は、対象者の区分ごとに援助すべき対象経費を規定したもので、第1号の区分は、生活保護法に規定する要保護者。第2号は、それと同程度の準要保護者。第3号は、特別支援学級などに就学する児童生徒の保護者でございます。このうち、第2号の準要保護者の対象経費について、学用品費を学用品費等に改め、災害共済費を加えるものでございます。

一方、第1号の要保護者については、レンタル料は教育扶助費、災害共済費は市の負担になること、また、第3号の対象となる特別支援教育にはレンタル料や災害共済費が該当しないということから、第1号、第3号では、学用品費を学用品費等に改めた上で、括弧書きでレンタル料を除く規定を加えるものでございます。

また、就学援助の種別と支給基準を定めた別表の表中、6の項の学用品費を学用品費等に改め、右の支給基準の欄では、これまで学用品等購入に係る経費としてひとくくりにしていたものを、対象を具体的にするとともに、体育実技用具のレンタル料を加えるものです。

また、4ページでは、7の項を8の項として、6の項の次に、7、災害共済費の項を加えるものです。

1ページに戻っていただき、附則をご覧ください。この条例の施行は、公布の日からとしたいものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 これはすごくいいなと思っているのですが、このレンタルというもののちょっと概念をもう一回、教えていただきたいのです。授業に必要なスキーのレンタルを学校があっせんして、そのあっせんにかかった費用の経費をここで負担できるというものなのか。それとも各家庭で本来用意しなければいけないもの——例えばスキーは学校があっせんするものではなくて、スポーツ用品店に個別に申し込んでその費用を年間で、シーズンで支払うといったものを、後から申請して市がそれを補填するのか。それでいったら前者と後者、その概念を教えていただきたいのですけれども。

○議 長 教育部長。

○教育部長 アルペンスキーについては、大体どこの学校も学校のあっせんがあるように聞いておりますので、そのあっせんした、取りまとめをしていただいたものを、この経費とさせていただきますということですし、また、クロカンの授業につきましては、学校で例えば靴だけは持っているとか、ストックはあるとか、いろいろなパターンがございます。その中で、足りないものをスポーツ用品店からレンタルするというご家庭もございます。それらについ

ても、この対象とさせていただくということでございます。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 分かりました。理想的なものは、いわゆる格差がどこに出ているかというのは、恐らく学校教育外の時間に今すごく大きく出ていると思っていて、そうなった場合にアルペンスキーのレンタルを学校があっせんして、その都度、利用した分だけを学校が補填すると、雪国である南魚沼の小学生なのに、スキーに触れ合う機会が授業以外になくなってしまふのであれば、クロカンのようにアルペンスキーも年間を通して借りることができるといったものを補填するといったほうが、格差のある児童に対して機会を公平公正に与えるという考え方でいったら、そちらのほうが可能性としては高いのではないかなと思うのですけれども、クロカンとアルペン、何か差別化している理由はあるのですか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 アルペンでシーズンを通してレンタルをしているところを、ちょっと聞いたときがございません。アルペンにつきましては、1日単位のレンタル料の規定があるようでございます。なので、1日単位のかかった経費についてこちらの対象にしたいと考えております。

また、クロカンについては、スポーツ店にお聞きすると1シーズンのレンタルというところが多いようでございます。なので、こちらにつきましてはその1シーズンでかかった経費につきまして、こちらの経費にさせていただくというような形の、今、仕組みづくりを考えております。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 分かりました。ネット上とかでは、送料はレンタルする側が負担して南魚沼に送ってもらって、シーズン貸しするような業者もあるので、もしそれがアルペンでも該当するような業者があれば、シーズンレンタルの経費はこの対象になるのかどうか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 いろいろな仕組みがあると思います。1日貸しなのか、シーズン貸しなのか、または期間貸しなのかと、いろいろなパターンがあると思いますが、それでスキーが調達できたという実績があるのであれば、それを対象経費にしたいと考えております。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 関連するのですけれども、当然関連しますけれども。体育実技用具のレンタルというところは、今スキー関連が例に出ました。県内でもスキー関連に限定して支援するというところもあるのですけれども、今条例化しようとしているレンタルというのは、対象はスキー限定なのか、幅広く体育全般的な——あるかどうか分かりませんが、全般的なレンタルなのかというところ。それでそのレンタルは、例えばスキーに限っていえばスキーとか、スキー靴とか、ストックとか、ウェアとかいろいろあるのですけれども、そこら辺はスキーに関連すれば、ウェアも含めて全体のレンタルの支援ということなのか、そこだけお願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 スキー授業に必要なものということであれば、スキーの実技用具として認めたいと考えております。なので、板、靴、ストック、ウェアになるかと思えますし、またほかの体育実技用具ということであれば、柔道とかも考えられるのですけれども、柔道のレンタルをしているというのは、ちょっと聞いたことがありません。学校である程度のストックを持っているというのは聞いたことがありますが、レンタルをしているというのはちょっと私は存じ上げません。

○議 長 2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 同じところなのですが、(3)番の第2条第3号に該当するということで、学用品費のところ(体育実技用具のレンタルに要する経費を除く。)というのが追加になったという理解でいいと思うのですが、これまでは学用品費——レンタルは除くというのがなく、つまり学用品費の中にスキー用品が多分含まれていたのだと思うのです。それは補助の対象になったと思うのですが、それが除くというふうになくなったということは、つまり購入は補助が出るけれども、レンタルは除かれるという、そういうことでしょうか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 第4条の各号のことをおっしゃっているのだと思いますが、第3号につきましては、特別支援学校や特別支援学級のそういった支援でございますので、レンタル用品、レンタル料ということは直接関係のない支援でございます。なので、第3号からはそれを除くということにさせていただきます。

それは同じことで、第1号でも生活保護の扶助費のほうで、経費算定されるのは除くという形にさせていただきます。なので、結論から言えば、第2号が対象になる仕組みということでございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第47号議案 南魚沼市学齢児童生徒の就学援助条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第20、第48号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正についてを議

題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長　それでは、第 48 号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正について説明をいたします。

今回の一部改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和 5 年 2 月 21 日に公布されたことにより、南魚沼市火災予防条例について一部改正を行うものです。

主な改正内容は、電気自動車等の急速充電設備の位置、構造及び管理に関するもののほか、充電を行う対象車両等を明確化したこと、及び急速充電設備の全出力の上限を撤廃するものです。また、喫煙等に関する規定の見直しとして、喫煙所と表示した標識の表示要領のほか、禁煙または火気厳禁と表示した標識と併せて設ける図記号の規格を明記するものです。

5 ページの新旧対照表をご覧ください。急速充電設備、第 11 条の 2 第 1 項は、急速充電設備の充電対象を電気自動車等とし、コネクタを用いて充電するものであることを明記し、全出力の上限を撤廃するものです。また、分離型のもので変圧する機能を有する設備本体及びコネクタと充電用ケーブルを収納し、変圧する機能を有しない充電ポストにあつては、位置、構造及び管理の基準によらなければならないこととするものです。

次に、同項第 1 号ただし書中、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときはを削除し、第 1 号の次にア、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの、及び、イ、分離型のものにあつては、充電ポストを加え、離隔距離の制限を受けないものとするものであります。

最下段から 6 ページをご覧ください。第 11 条の 2 第 1 項第 2 号中、不燃性の部分では字句の修正を行い、ただし書きを加えるものです。

次に、同項第 6 号及び第 7 号は、急速充電設備をコネクタとするなど、電気自動車等に接続するものの名称に変更するものです。

次に、同項第 11 号は、利用者が異常を認めたとときに、手動で緊急に停止することができる装置を、速やかに操作することができる箇所に設けなければならないとするものです。

次に、同項第 12 号及び第 13 号は、文言の整理を行うものです。

次に、同項第 16 号は、蓄電池を内蔵しているものは、安全措置を講じなければならないこととされていますが、主として保安のために設ける蓄電池については、当該規定を適用しないこととするものです。

次に、同項第 17 号は、分離型のものにあつては、主として保安のために設けるものを除き、充電ポストには蓄電池を内蔵しないことと規定するものです。

次に、同項第 18 号及び第 19 号は、第 17 号に新たな規定を加えたことにより、号ずれを修正するものです。

7 ページをご覧ください。避雷設備、第 16 条第 1 項は、文言の整理を行うものです。

次に、喫煙等、第 23 条第 1 項第 3 号中、重要有形民族文化財の「族」の文字を修正するも

のです。

次に、同条第3項の削除により、第4項が第3項に項ずれするものです。第3項第2号では、喫煙所と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この規定を除外するものです。

最下段から8ページをご覧ください。同条第4項は、禁煙、火気厳禁または喫煙所と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格または日本産業規格に適合しなければならないとするものです。

次に、同条第5項は、先ほど説明した同条第3項及び第4項での項ずれに対する文言の整理を行うものです。

次に、別表第7は、同条第4項において、図記号の規格が示されたことにより削除するものです。

最後に、2ページに戻っていただき、下の附則をご覧ください。施行期日については、公布の日としております。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び第2項の規定は、令和5年10月1日から施行することとなります。

3ページの経過措置について、第11条の2第1項の改正規定の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の南魚沼市火災予防条例——以下、新条例といいます——第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によるものとなります。

新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中、喫煙専用室標識とあるのは、喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律、附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識と読み替えるものであります。

この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例によるものとなります。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

**○議 長** 質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

**○寺口友彦君** 3ページの経過措置の第2項でありますけれども、湯沢町、南魚沼市、既に急速充電器が設置されている場所が数か所あるわけでありましてけれども、ここについては経過措置を読めば、従前の例によるということなので、今回、条例に定めた安全基準というのは適用されないということに読み替えていいのか。

そうすると、これがその後どういう安全基準で守られていくかよく分からないのですけれども、ここら辺の従前のもの、従前によるという考え方自体はどういうふうを考えればいいのか、ちょっと聞かせてもらいたい。実際にある急速充電器——もう何か所かありますけれども、これに対しては新しい条例は適用されないというふうに読んでしまうのだけれども、

そこら辺はどうなのか。

○議 長 消防長。

○消防長 議員お見込みのとおりであります。適用されないということです。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そうすると、既に設置されているものについても安全性ということで、メーカー等々がきちんとしたものであると思いますけれども、これに準ずる形で査察ということを行って、安全が確保されているのかどうかということを、消防署としては今後、見に行くということはやるのかどうなのか。

○議 長 消防長。

○消防長 まず、この届出が必要な設備というのが全出力50キロワット以上という大きなものになります。これ未満のものは届出の必要がないものですから、私どもは把握しておりません。ですので、検査もいたしません。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 ちょっと分からないところを教えてもらいたいのですけれども、6ページです。第16号、蓄電池の関係ですが、改正部分で、主として保安のために設けるものを除くというふうになっているのですけれども、蓄電池で保安のために設けるというのはどういうものになるのか、ちょっとご説明いただければと思います。

○議 長 予防課長。

○予防課長 ただいまのご質問に対してご説明いたします。急速充電設備そのものの蓄電池ではなくて、急速充電器を運用する、管理するための蓄電池が中には存在するようなのです。その蓄電池について、除外するというような内容になっております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第48号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕



異議なしと認めます。よって、第 48 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 21、第 49 号議案から、日程第 39、第 67 号議案までの南魚沼市農業委員会委員の任命について、以上、19 議案を一括議題といたします。19 議案を一括して提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 49 号議案から第 67 号議案 南魚沼市農業委員会委員の任命について、提案理由を一括して申し上げます。

本案件につきましては、現在の農業委員が令和 5 年 7 月 19 日をもって任期満了となりますが、新たな農業委員会委員を任命するにあたり、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づきまして、市町村長が議会の同意を得て任命することと規定されているということから、19 名の委員の任命に当たり、議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、令和 5 年 7 月 20 日から令和 8 年 7 月 19 日までの 3 年間であります。今回、同意をいただくにあたりまして幾つかの要件があります。まず、農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項におきまして、認定農業者が委員の過半数を占めなければならないとありますが、19 名中 14 名が認定農業者であり、過半数となっております。

また、同条第 6 項に、利害関係を有しない者が含まれることが規定されていますが、1 名が該当。さらに同条第 7 項に、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すべきという規定がありますが、年齢につきましては、40 代以下はいないものの 50 代から 70 代まで、また性別については、男性が 16 名、女性が 3 名の構成となっております。問題がないものと考えているところであります。

それでは、第 49 号議案から第 67 号議案までを順に申し上げます。

最初に、第 49 号議案であります。青木日出男さん、長崎にお住まいの 56 歳の男性で、地域からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事し、農業に関する見識を有している方であります。

次に、第 50 号議案であります。田邊浩さん、大崎にお住まいの 60 歳の男性、地域からの推薦により応募があったものです。農業関係団体での勤務経験を持ち、また認定農業者として農業に従事し、農業に関する見識を有している方であります。

次に、第 51 号議案であります。樋口隆さん、名木沢にお住まいの 67 歳の男性で、地域からの推薦により応募があったものです。大和郷土地改良区での勤務経験を持ち、また認定農業者として農業に従事し、農業に関する見識を有している方であります。

次に、第 52 号議案であります。小幡武重さん、九日町にお住まいの 68 歳の男性で、みなみ魚沼農業協同組合からの推薦により応募があったものです。現在、みなみ魚沼農業協同組合で理事を務めており、また認定農業者として農業に従事し、農業に関する見識を有している方であります。

次に、第 53 号議案であります。関昭夫さん、早川にお住まいの 68 歳の男性、新潟県農業共済組合からの推薦により応募があったものです。現在、新潟県農業共済組合で理事を務め

ており、また認定農業者として農業に従事し、農業に関する見識を有している方でもあります。

次に、第 54 号議案です。上村哲さん、大倉にお住まいの 71 歳の男性で、地域からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事し、農業に関する見識を有している方でもあります。

次に、第 55 号議案であります。小林憲一さん、南田中にお住まいの 76 歳の男性、地域からの推薦により応募があったものです。しおざわ農業協同組合——現在みなみ魚沼農業協同組合ですが、この塩沢のほうの理事でありましたし、南魚沼土地改良区の理事を歴任しております、農業に関する見識を有している方でもあります。

次に、第 56 号議案であります。中俣渉さん、野田にお住まいの 50 歳の男性で、地域からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事し、現在、南魚沼市農業委員会委員として職務を行っており、農業に関する見識を有している方です。

次に、第 57 号議案であります。佐々木大輔さん、浦佐にお住まいの 51 歳の男性で、地域からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事し、現在、南魚沼市農業委員会農地利用最適化推進委員として職務を行っており、農業に関する見識を有している方でもあります。

次に、第 58 号議案であります。西野徳光さん、五日町にお住まいの 57 歳の男性で、地域からの推薦により応募があったものです。土地家屋調査士、行政書士として家屋や土地に関する見識を有していることから、農業分野以外の者の意見を反映させる中立委員として、現在、南魚沼市農業委員会委員として職務を行っており、今回も職務を適切に行うことが期待できる方でもあります。

次に、第 59 号議案であります。宮田京子さん、天野沢にお住まいの 64 歳の女性で、個人で応募があったものです。農業関係団体での勤務経験を持ち、現在、南魚沼市農業委員会委員として職務を行っており、農業に関する見識を有している方でもあります。

次に、第 60 号議案であります。荒川敦さん、八竜新田にお住まいの 65 歳の男性で、地域からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事し、現在、南魚沼市農業委員会委員として職務を行っており、農業に関する見識を有している方でもあります。

次に、第 61 号議案であります。篠田猛さん、六日町にお住まいの 65 歳の男性で、個人からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事し、現在、南魚沼市農業委員会農地利用最適化推進委員として職務を行っており、農業に関する見識を有している方でもあります。

次に、第 62 号議案であります。片桐京さん、西泉田にお住まいの 68 歳の女性で、個人からの推薦により応募があったものです。新潟県農業普及指導センターで普及課長としての勤務経験があり、現在、南魚沼市農業委員会委員として職務を行っており、農業に精通している方でもあります。

次に、第 63 号議案であります。山崎輝代さん、山崎にお住まいの 69 歳の女性で、個人からの推薦により応募があったものです。農業関係団体での勤務経験を持ち、農業に関する見

識を有していること、また現在、南魚沼市農業委員会委員として職務を行っており、農業に関する見識を有している方であります。

次に、第 64 号議案であります。高橋宏さん、雷土新田にお住まいの 68 歳の男性で、大和郷土地改良区からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事し、現在、大和郷土地改良区で理事長を務めており、また以前に南魚沼市農業委員会委員を務めたこともあり、農業に関する見識を有している方であります。

次に、第 65 号議案であります。大平泰弘さん、野中にお住まいの 60 歳の男性で、地域からの推薦により応募があったものです。認定農業者として農業に従事し、現在、南魚沼市農業委員会委員として職務を行っており、農業に関する見識を有している方であります。

次に、第 66 号議案であります。原澤眞さん、上十日町にお住まいの 62 歳の男性で、地域からの推薦で応募があったものです。認定農業者として農業に従事し、また現在、南魚沼市農業委員会委員として職務を行っており、農業に関する見識を有している方です。

次に、第 67 号議案であります。並木孝夫さん、法音寺にお住まいの 71 歳の男性で、地域からの推薦で応募があったものです。認定農業者として農業に従事し、現在、南魚沼市農業委員会会長として職務を行っており、農業に関する見識を有している方であります。

以上、19 名の皆さんの農業委員会委員の任命についてご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、同意を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 19 議案を一括して質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第 49 号議案から第 67 号議案まで、南魚沼市農業委員会委員の任命について、19 議案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 49 号議案から第 67 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 日程第 40、第 68 号議案から日程第 42、第 70 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、以上、3 議案を一括して議題といたします。3 議案を一括して提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 68 号議案から第 70 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

今回、お願いする 3 名の方は、それぞれ人権擁護委員として令和 2 年 10 月から 1 期 3 年間ご尽力をいただいております。令和 5 年 9 月 30 日をもって任期満了となる皆さんであります。引き続き人権擁護委員の候補者としてお願いしたいものでありまして、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものであります。

それでは、第 68 号議案から第 70 号議案まで順に申し上げます。

最初に第 68 号議案であります。青木智子さん、南魚沼市青少年育成指導員として平成 21 年から令和 2 年まで 11 年間活躍されたほか、現在は女性消防団員、六日町中学校の評議員としても活動され、人格、識見ともに優れた方であります。

次に、第 69 号議案であります。水澤稔さん、長い郵政事務経験を有し、平成 31 年 4 月から 3 年間、多面的機能支払事業城内地域広域協定運営委員会副会長としても活躍された経験を持っておられる方で、人格、識見ともに優れた方であります。

次に、第 70 号議案であります。羽吹正さん、長い行政事務経験を有し、人格、識見ともに優れた方であります。また、人権擁護委員となった 1 期目から南魚沼人権擁護委員協議会の事務局として協議会の運営に献身をされております。

なお、任期は、令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの 3 年間となります。よろしくご審議をいただきまして、皆様からご意見を賜りますようお願いいたします  
以上です。

○議 長 3 議案を一括して質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第 68 号議案から第 70 号議案の人権擁護委員の候補者の推薦についての 3 議案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 68 号議案から第 70 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 日程第 43、第 71 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字塩沢財産区）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長　それでは、第 71 号議案であります。財産区管理会財産区管理委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

本議案は、財産区管理委員の選任につきまして、財産区管理会条例第 3 条の規定により、議会の同意をお願いするものであります。大字塩沢財産区につきましては、令和 5 年 6 月 30 日をもって任期満了となる管理委員 3 名と、同日をもって辞任をしたい旨の届けが提出されている管理委員 2 名の後任として、計 5 名を選任する必要が生じております。

このたび、同財産区から新たな委員選出の報告がなされました。つきましては、議案書記載の、亀倉秀作さん、金子宗男さん、高橋一郎さん、林正栄さん、高井陽一さんを選任したく、議会の同意をお願いするものであります。

任期につきましては、地方自治法第 296 条の 2 の規定により、令和 5 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までの 4 年間となります。よろしくご審議の上、同意を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長　長　質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長　長　お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議長　長　採決いたします。第 71 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字塩沢財産区）は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 71 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長　長　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○議長　長　本日はこれで散会いたします。

○議長　長　次の本会議は、6 月 12 日月曜日、午前 9 時半、当議事堂で開きます。大変お疲れさまでした。

〔午後 3 時 56 分〕